科学研究費助成事業における
審査及び評価に関する規程

独立行政法人日本学術振興会
科　学　研　究　費　委　員　会

〔　目　次　〕

第１章　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（目的）第１条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（用語の定義）第２条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

（評価の種類）第３条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（評価の時期）第４条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（評価の方法）第５条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（守秘の徹底）第６条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（研究者倫理の遵守）第７条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

（利害関係者の排除）第８条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（評価結果の開示等）第９条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　審査（事前評価）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
（審査の方針）第１０条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
一　全研究種目共通の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
二　研究種目（審査区分）別の方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(1)　科学研究費（特別推進研究）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
(2)　科学研究費（基盤研究、
挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）・・・・・・・・・　6
①　共通事項
②　個別事項
ア　基盤研究（Ｓ）
イ　基盤研究（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）
a　審査区分「一般」
b　審査区分「海外学術調査」
c　審査区分「特設分野研究」
ウ　挑戦的萌芽研究
エ　若手研究（Ａ）（Ｂ）
オ　研究活動スタート支援
(3)　科学研究費（奨励研究）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
(4)　研究成果公開促進費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
①　共通事項
②　「学術定期刊行物」及び「データベース」に係る事項
③　「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」、「学術定期刊行物」及び
「データベース」に係る事項
④　個別事項
ア　研究成果公開発表
イ　国際情報発信強化
ウ　学術図書
エ　データベース
(5)　特別研究員奨励費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２
(6)　国際共同研究加速基金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（審査の実施体制）第１１条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１２

（審査の方法）第１２条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
一　審査・評価第一部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
特別推進研究
二　審査・評価第二部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
基盤研究（Ｓ）

三　審査第一部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
(1)　基盤研究（Ａ）（Ｂ）（審査区分「一般」）（審査区分「特設分野研究」を除く）

(2) 基盤研究（Ａ）（Ｂ）（審査区分「海外学術調査」）（審査区分「特設分野研究」を除く）
(3) 若手研究（Ａ）
(4) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）
四　審査第二部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
(1) 基盤研究（Ｃ）、若手研究（Ｂ）（複数細目研究課題、審査区分「特設分野研究」を除く）
(2) 若手研究（Ｂ）（複数細目研究課題）
(3) 挑戦的萌芽研究
(4) 特別研究員奨励費
五　審査第三部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
六　奨励研究部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
七　成果公開部会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
(1) 研究成果公開発表
(2) 国際情報発信強化
〔審査区分「国際情報発信強化（Ａ）」「オープンアクセス刊行支援」〕
(3) 国際情報発信強化〔審査区分「国際情報発信強化（Ｂ）」〕
(4) 学術図書
(5) データベース
八　特設分野研究部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

（審査結果の開示）第１３条　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
一　特別推進研究
二　基盤研究（Ｓ）
三　基盤研究（Ａ・Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」を除く）、
若手研究（Ａ・Ｂ）、研究活動スタート支援
四　挑戦的萌芽研究
五　奨励研究
六　国際情報発信強化
七　研究成果公開発表、学術図書、データベース
八　基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」）
九　国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

第３章　研究進捗評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（研究進捗評価の方針）第１４条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（研究進捗評価の実施体制）第１５条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
（研究進捗評価の方法）第１６条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
一　審査・評価第一部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
特別推進研究
二　審査・評価第二部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
基盤研究（Ｓ）
（研究進捗評価結果の開示等）第１７条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第４章　中間評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（中間評価の方針）第１８条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（中間評価の実施体制）第１９条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（中間評価の方法）第２０条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
一　成果公開部会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５
（中間評価結果の開示等）第２１条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３８

第５章　追跡評価　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（追跡評価の方針）第２２条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（追跡評価の実施体制）第２３条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
（追跡評価の方法）第２４条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
一　特別推進研究
（追跡評価結果の開示等）第２５条・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４０

〈別 添〉

・別添１　科学研究費委員会組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

・別添２　科学研究費助成事業配分方式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

・別添３　基盤研究(S)の書面審査における評定基準等 ・・・・・・・・・・・・・・・４３

・別添４　基盤研究(A・B・C)（審査区分「一般」）、
若手研究(A・B)の第１段審査における評定基準等・・・・・・・・・・・・４８

・別添５　基盤研究(A・B)（審査区分「海外学術調査」）の書面審査における評定
基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５４

・別添６　国際共同研究加速基金(帰国発展研究)の第１段審査における評定基準等
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６０

・別添７　挑戦的萌芽研究の第１段審査における評定基準等・・・・・・・・・・・・６５

・別添８　研究活動スタート支援の書面審査における評定基準等・・・・・・・・・６９

・別添９　奨励研究の書面審査における評定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・７４

・別添 10　研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評定
基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８

・別添 11　研究成果公開促進費の書面審査における評定基準等・・・・・・・・・・８２

・別添 12　基盤研究(B・C)（審査区分「特設分野研究」）の書面審査
における評定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８８

・別添 13　競争的資金の適正な執行に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・・９３

科学研究費助成事業における審査及び評価に関する規程

平成１８年９月２２日
独立行政法人日本学術振興会
科学研究費委員会決定
一部改正　平成１９年　２月１９日
一部改正　平成１９年　５月２３日
一部改正　平成１９年１０月　１日
一部改正　平成１９年１２月１７日
一部改正　平成２０年　９月２５日
一部改正　平成２１年　１月２７日
一部改正　平成２１年　９月２９日
一部改正　平成２２年　１月２０日
一部改正　平成２２年　５月２６日
一部改正　平成２２年　９月２９日
一部改正　平成２３年　１月２６日
一部改正　平成２３年　８月　５日
一部改正　平成２３年１０月　５日
一部改正　平成２４年　２月　７日
一部改正　平成２４年　９月２８日
一部改正　平成２５年　２月　６日
一部改正　平成２５年１０月　８日
一部改正　平成２６年１０月　７日
一部改正　平成２７年１０月　６日

第１章　総則

（目的）

第1条　この規程は、科学研究費委員会（以下「委員会」という。）（別添1）において行う科学研究費助成事業に係る審査及び評価（以下「評価」という。）に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一　研究課題　　科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）、特別研究員奨励費及び国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の対象となる個々の研究をいう。

二　成果公開　　研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）の対象となる個々の事業をいう。

三　審査委員又は評価者　　委員会並びに委員会規程第8条、第10条及び第12条に定める部会、小委員会、運営小委員会に属する委員及び専門委員をいう。

四　被評価者　　下記の者のうち、評価の対象となっている者を総称する場合をいう。（下記の者のうち審査の対象となっている者を総称する場合は「応募者」という。）

(1) 科学研究費（特別推進研究、基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援、奨励研究）の研究課題の研究代表者

(2) 研究成果公開促進費（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）

の成果公開の代表者
(3) 特別研究員奨励費の研究課題の研究代表者
(4) 国際共同加速基金（帰国発展研究）の研究課題の研究代表者

五　審査意見書作成者　　特別推進研究の審査において、審査意見書の作成を依頼された者をいう。

六　評価協力者　　基盤研究（S）の研究進捗評価及び特別推進研究の追跡評価において、研究課題ごとに選定する学識経験のある者をいう。

（評価の種類）

第3条　評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　審査（事前評価）
二　研究進捗評価
三　中間評価
四　追跡評価

（評価の時期）

第4条　評価の時期は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　審　　査　　応募書類の受理後、速やかに行う。
二　研究進捗評価　　第3章に定める時期に行う。（特別推進研究、基盤研究(S)の研究課題に限る。）
三　中間評価　　第4章に定める時期に行う。（国際情報発信強化の成果公開に限る。）
四　追跡評価　　第5章に定める時期に行う。（特別推進研究の研究課題に限る。）

（評価の方法）

第5条　評価は、独創性、先駆性、学問的意義及び社会・経済への貢献度を考慮しつつ、次の各号に掲げる方法を組み合わせて行う。

一　書面による評価
二　合議による評価
三　ヒアリングによる評価
四　現地調査による評価

（守秘の徹底）

第6条　評価の過程は、非公開とする。

2　審査委員（評価者）、審査意見書作成者及び評価協力者（以下「評価者等」という。）は、評価の過程で知ることができた次の各号に掲げる情報を他に漏らしてはならない。

一　計画調書、研究進捗状況報告書、事業進捗状況報告書及び自己評価書並びにそれらの内容（被評価者が情報提供に同意したものを除く。）
二　評価においてヒアリング又は現地調査対象の研究課題若しくは成果公開となっているかどうかに関する情報（被評価者に通知するまでの間）
三　評価者等の発言内容及び評価に関連して評価者等を特定できる情報（氏名、所属機関及び専門分野を含む）
四　評価者等が行う評点及びその集計結果
五　評価の結果（被評価者に開示されるまでの間）
六　各部会、各小委員会、各運営小委員会に属する評価者等の氏名等（公表されるまでの間）
七　その他非公開とされている情報

3　評価者等は、評価結果についての問い合わせに応じないものとする。

（研究者倫理の遵守）

第7条　評価者等は、評価の過程で知り得た他人の独自性のあるアイデア及び未発表の研究成果を自

身の利益のために利用すること及び第三者に漏らすことは、研究者倫理及び社会的倫理に反するため、行ってはならない。

（利害関係者の排除）

第8条　評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

一　科学研究費、特別研究員奨励費、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の場合

(1)　評価者等自身が研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2)　評価者等が、研究課題の研究代表者、研究分担者又は連携研究者との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

①　親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

②　緊密な共同研究を行う関係

（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆もしくは同一目的の研究会メンバーにおいて、緊密な関係にある者）

③　同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④　密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤　研究課題の採否又は評価が評価者等の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

二　研究成果公開促進費の場合

(1)　審査委員自身が、成果公開の応募者である場合は、評価に加わらないこととする。

(2)　審査委員が、成果公開の応募者又は応募団体（学会、研究者グループ等）との関係において、次に掲げるものに該当すると自ら判断する場合は、評価に加わらないこととする。

①　親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係

②　事業遂行における緊密な関係

（例えば、研究成果公開発表に係るシンポジウム講演者、国際情報発信強化に係る学術刊行物の編者、学術図書の執筆・編者及び翻訳・校閲者、データベース作成における協力者）

③　同一研究単位での所属関係（同一講座の研究者等）

④　密接な師弟関係もしくは直接的な雇用関係

⑤　成果公開の採否が審査委員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

（評価結果の開示等）

第9条　審査の結果の開示は、第13条に定めるとおりとする。

2　研究進捗評価の結果の開示及び公表は、第17条に定めるとおりとする。

3　中間評価の結果の開示及び公表は、第21条に定めるとおりとする。

4　追跡評価の結果の開示及び公表は、第25条に定めるとおりとする。

5　審査委員（評価者）及び評価協力者の氏名等は、評価終了後、一般に公開する。

第２章　審査（事前評価）

（審査の方針）

第10条　審査は、平成15年11月14日科学技術・学術審議会決定「独立行政法人日本学術振興会が行う科学研究費助成事業の審査の基本的考え方」を踏まえ、次の方針により行うものとする。

一　全研究種目共通の方針

(1)　平成24年12月に内閣総理大臣決定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の趣旨及び平成14年6月に文部科学大臣決定された「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」（最終改定　平成26年5月）に則り、厳正な審査を行う。

(2)　研究課題及び成果公開は、各研究種目の目的、性格に即し、国内外の学術研究の動向に照らし特に重要なものを選定する。

研究課題の選定に当たっては、研究目的の明確さ、研究の独創性、学術的な波及効果等を考慮するとともに、当該研究者の従来の研究経過・成果をも厳正に評価する（挑戦的萌芽研究を除く。）。その上で、研究計画に妥当性があり、研究成果の期待できるものを選定するようにする。なお、その際、新しい学問分野の開拓及び進展のほか、別添 13「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月（平成24年10月　改正）競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）を踏まえ、研究資金の不合理な重複や過度の集中の排除についても十分配慮する。

また、成果公開の選定に当たっては、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与するものを選定するようにする。

(3)　研究代表者が研究分担者とともに研究組織を構成する研究課題にあっては、研究組織の構成が適切であり、かつ、各々の研究分担者の果たす役割が明確であるものを選定する。

(4)　採択した研究課題又は成果公開に対しては、その研究又は事業の内容に対応する必要な額を配分する。また、配分額は原則として10万円単位とする。

(5)　特別推進研究、基盤研究（審査区分「特設分野研究」を除く）又は若手研究の研究課題のうち研究期間が4年以上のものであって、研究期間の最終年度に当たる研究課題の研究代表者が、当該研究の進展を踏まえ、研究計画を再構築することを希望して応募した研究課題（以下「研究計画最終年度前年度の応募課題」という。）については、当該科学研究費による研究のこれまでの成果を適切に評価した上で、他の新規応募研究課題と同等の扱いにより、厳正に審査を行う。

(6)　研究課題の他の研究種目（審査区分）又は専門分野への移し換えはしない。

(7)　相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究課題又はアンケート調査等を行う研究課題については、人権及び利益の保護の取扱いについて十分配慮する必要がある。

(8)　ヒト遺伝子解析研究等（ヒトゲノム・遺伝子解析研究、特定胚の取扱いを含む研究、ヒトES細胞の樹立及び使用を含む研究、遺伝子組換え実験、遺伝子治療臨床研究及び疫学研究を含む研究）に係る研究課題については、法令等の遵守への対応に十分配慮する必要がある。

二　研究種目（審査区分）別の方針

(1)　科学研究費（特別推進研究）

①　研究課題の選定方針

ア　国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するために、研究費を重点的に交付することにより、格段に優れた研究成果が期待される一人又は比較的少人数の研究者で行う研究課題を選定する。

イ　研究課題の選定に当たっては、当該研究分野の将来の発展に資する研究課題を重視する。

ウ　現在、特別推進研究の研究課題に採択されている研究代表者からの応募研究課題を選定しようとする場合は、特に慎重な審査を行う。

エ　研究経費を大幅に減額することが相当であると認められる場合には、研究計画の見直しを求めた上で、配分額を決定するものとする。

オ　研究計画最終年度前年度の応募として再構築された研究課題については、基となった継続研究課題の研究が、当初計画どおり順調に推進され新たな知見等が得られ、今回再構築された研究計画に十分生かされていて、当該研究課題を推進することにより、研究の更なる発展が見込まれるものを選定する。

②　研究課題の研究期間

3年から5年以内とする。

③　新規研究課題の取扱い

新規研究課題の採択に当たっては、国庫債務負担行為に基づく複数年度交付決定を行うため、翌年度以降の配分についても、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。また、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に影響を及ぼすことのないよう、後年度負担についても留意すること。

④　研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

⑤　研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、国内の審査意見書作成者による審査意見書作成時においては、研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、ヒアリング研究課題及び採択研究課題の選定を行う合議審査においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準のうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A＋」（「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」）であることに留意すること。

⑥　他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

ア　他の研究課題の受入・応募等の状況は、「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

イ　採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。

ウ　応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不

採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

⑦　エフォートの取扱い

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

(2)　科学研究費（基盤研究、挑戦的萌芽研究、若手研究、研究活動スタート支援）

①　共通事項

ア　各専門分野への配分方法

基盤研究（審査区分「特設分野研究」を除く）、挑戦的萌芽研究、若手研究及び研究活動スタート支援については、人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ専門分野別の配分枠を設けるものとする。

新規応募研究課題に係る各専門分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額をもとに、別添2「科学研究費助成事業配分方式」（以下、「配分方式」という。）により算出した額とする。

イ　配分額の調整

上記「ア」の配分方法に加え、次の事項につき、第2段審査（合議審査）において必要な調整を行う。

a　人文学、社会科学の研究の振興のための調整

b　私立学校の振興並びに技術教育振興等への貢献度に配慮し、私立大学、高等専門学校に所属する研究者に対する研究助成の充実を図るための調整

c　その他必要が認められる調整

ウ　配分予定額の決定

採択候補研究課題（基盤研究（審査区分「特設分野研究」）を除く）の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査（書面審査）の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査（合議審査）を行う審査委員が査定する。

エ　研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題の取扱い

変更を行おうとする研究計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募研究課題の配分に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

オ　翌年度以降の内約額の取扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。ただし、科学研究費補助金を交付する研究種目にあっては、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募研究課題の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

カ　研究進捗評価結果の取扱い

研究進捗評価結果については、研究進捗評価結果を受けた研究課題の研究代表者が、最終年度前年度の応募をした研究課題及び研究進捗評価を受けた研究課題の研究期間に引き続いて応募した研究課題の審査に活用することとし、第1段審査（書面審査）に

おいては、研究計画と研究進捗評価結果を受けた研究課題の関連性を審査する際に活用するとともに、第2段審査（合議審査）においては、特に採否の議論を行う際の参考資料とする。

なお、研究進捗評価の評価基準のうち、「A」は、「当初目標に向けて順調に進展しており、期待通りの成果が見込まれる」という評価であり、最も高い評価は、「A＋」（「当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる」）であることに留意すること。

キ　他の研究課題の受入・応募等の状況の取扱い

a　他の研究課題の受入・応募等の状況は、第2段審査（合議審査）において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

b　採択候補研究課題については、研究計画調書の「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄を参照し、研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当しないかどうかを確認する。

c　応募研究課題を研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当することを理由として不採択とする場合には、小委員会全体の合議により決定する。

ク　エフォートの取扱い

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）は、第2段審査（合議審査）において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とする。

ただし、エフォートは、研究課題の遂行が可能であると判断した研究代表者又は研究分担者が、研究計画調書作成時において、予想で記載しているものであり、その割合については、採択後に変更することができる点に留意する。

ケ　補助事業完了理由書等の取扱い

研究が予想以上に進展し、継続研究課題の当初の到達目標をすでに達成したため、研究種目を変えて更なる研究発展を目指す場合に提出された補助事業完了理由書については、新たに応募された研究課題の第2段審査（合議審査）を行う小委員会において、その内容を確認し適否を判断する。

当該小委員会において、その内容が不適切と判断された場合には、新たに応募された研究課題は審査の対象外とする。

②　個別事項

ア　基盤研究（Ｓ）

a　一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、これまでの研究成果を踏まえて、さらに独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。また、採択件数が限られていることから、分科ごとの応募件数等にとらわれず、学術的に真に優れた研究課題を選定する。

b　研究課題の研究期間は、原則として5年とする。

c　同一の研究代表者の基盤研究（S）の応募研究課題と基盤研究（A）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

イ　基盤研究（Ａ）（Ｂ）（Ｃ）

ａ　審査区分「一般」

(ｱ)　独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

(ｲ)　研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(ｳ)　同一の研究代表者の基盤研究（A）の応募研究課題と基盤研究（S）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

b　審査区分「海外学術調査」

(ｱ)　独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

(ｲ)　研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外の特定地域におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究課題を選定する。なお、設備備品の購入は、少額なパソコン等を除き、海外での調査、観測又は資料収集に直接使用するものに限られることに留意する。

(ｳ)　研究課題の研究期間は、3年から5年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(ｴ)　同一の研究代表者の基盤研究（A）の応募研究課題と基盤研究（S）の応募研究課題については、両方の応募研究課題を比較しつつ採否を検討することは避け、それぞれの応募研究課題が採択に値するかどうかを個別に判断する。

c　審査区分「特設分野研究」

(ｱ) 特設分野研究における独創的、先駆的な研究を格段に発展させるためのもので、特色ある研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

(ｲ) 研究課題の研究期間は、期待される研究成果をあげるための適切な期間とし、募集の1回目は3年から5年、募集の2回目は3年又は4年、募集の3回目は3年とする。

(ｳ) 各分野への配分方法

新規応募研究課題に係る各特設分野毎の配分枠は、文部科学省から示される配分予定額とする。

(ｴ) 配分予定額の決定

採択候補研究課題の配分予定額については、書面審査の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果を踏まえ、合議審査において決定する。

ウ　挑戦的萌芽研究

a　独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究課題を選定する。

b　研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

エ　若手研究（Ａ）（Ｂ）

a　新規応募研究課題の開始年度の4月1日現在で39歳以下の研究者が一人で行う研究であって、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

特に若手研究(A)については、従来の研究経過や各研究分野の特性に応じた研究者の研究活動等を考慮し、研究代表者がその研究を遂行し、研究成果をあげることが期待できる研究課題を選定する。

b　研究課題の研究期間は、2年から4年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

オ　研究活動スタート支援

a　前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。

b　研究課題の研究期間は、2年以内とする。

c　次の応募研究課題については、合議審査の際に配慮を行う。

(ｱ)　応募研究課題の開始年度に、「特別研究員奨励費」の内約があった者の応募研究課題

(ｲ)　異なる研究機関等から採用された者の応募研究課題

(ｳ)　研究者の現在の研究環境を踏まえ、その改善・向上が特に期待できる応募研究課題

(3)　科学研究費（奨励研究）

①　各専門分野への配分については、配分方式により算出した額を専門分野別の配分予定枠とするが、人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

②　小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が一人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究課題（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を選定する。

なお、研究課題の選定に際しては、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮する。

③　研究課題の研究期間は、1年とする。

(4)　研究成果公開促進費

①　共通事項

ア　各専門分野への配分方法（「国際情報発信強化」を除く。）

各専門分野への配分については、種目ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより算出した額を「配分予定枠」とするが、人文学、社会科学から自然科学までの各分野にわたって調和が図られるように配慮する。

イ　多元的な評価指標に基づく審査

審査は、各種目ごとに設定された多元的な評価指標に基づき行うこととする。

なお、多元的な評価指標のうち、格段に優れた指標があるものについては、慎重に審査を行うこととする。

ウ　翌年度以降の内約額の扱い

翌年度以降に内約する金額の配分については、採択された成果公開が十分遂行しうるよう配慮すること。ただし、内約額が増加することによって、翌年度以降の新規応募成果公開の審査に少なからず影響を及ぼすことも考慮すること。

②　「データベース」に係る事項

競争入札に係る取組状況

学会又は複数の学会等の協力体制による団体等及び研究機関に所属する応募者の行う成果公開のうち、一定額を超える契約の締結を要するもので、採択後の事業を開始しようとする時までに、一般競争入札により契約の相手方の選定を行わない計画となっているものは選定しない。

③　「研究成果公開発表」、「国際情報発信強化」及び「データベース」に係る事項

経理管理事務・監査体制の整備状況

成果公開の応募者の所属する学会又は複数の学会等の協力体制による団体等におい

て、経理管理事務・監査体制の整備がなされておらず、補助金の交付先として適さないものは選定しない。

④　個別事項

ア　研究成果公開発表

a　学会や民間学術研究機関等が主催するシンポジウム、学術講演会等で、青少年（小・中・高校生を含む）や一般社会人の関心が高いと思われる分野の研究動向・研究内容を、分かりやすく普及啓発しようとするもの、又は我が国の学会が主催する国際会議等で、その運営体制が確保されているもの、共催で開催する場合には応募学会が主体となって開催するものを選定する。

ただし、次の（a）及び（b）に該当するものは選定しない。

（a）　研究成果公開発表（B）において、主催団体の会員のみを対象とするもの。

（b）　研究成果公開発表（C）において、日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているもの。

b　事業期間は、研究成果公開発表（B）においては1年間、研究成果公開発表(C)においては2年以内とする。

イ　国際情報発信強化

a　研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のため組織的対応体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるものの国際情報発信力を強化する取組を選定する。

なお、取組の例としては、以下のようなものがあげられる。

（a）　複数の学術団体等で協力体制をとることにより、国際情報発信力を強化する取組

（b）　電子化やオープンアクセス刊行により、国際情報発信力を強化する取組

（c）　独創的な計画等により、国際情報発信力を強化する取組

また、成果公開の選定に当たっては、次の(ア)～(ウ)の区分ごとに行う。

(ｱ)　「国際情報発信強化（Ａ）」

(ｲ)　「国際情報発信強化（Ｂ）」

(ｳ)　「オープンアクセス刊行支援」

b　合議審査において、複数の学術団体等が行う取組等については、選定にあたり配慮する。

c　成果公開の助成期間は、5年とする。

ただし、配分枠の関係から助成期間を単年とすることができる。

ウ　学術図書

a　個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行しようとする学術図書、又は我が国の優れた学術研究の成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた図書・論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行する学術図書で、学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものを選定する。

ただし、次の(a)～(h)に該当するものは選定しない。

（a）　既に類似の成果が刊行されているもの

（b）　既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの

（c）　学術研究の成果とは言い難いもの

（d）　大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの

（e）　出版社等の企画によって刊行するもの

(f)　市販しないもの

(g)　十分に市販性があるもの

(h)　翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の4月1日より前のもの

b　当該学術図書が刊行されることの意義についても審査を行う。

c　同一体系の図書であっても、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。

d　同一の応募者から複数の応募が行われている場合は、個々の学術図書の応募として、個別に審査を行う。

e　発行部数が2，000部以上のもの、及び定価が高額のものは、慎重に審査する。

f　翻訳・校閲の上2年次目に刊行するものについては、応募のあった事業期間（2年）について内約を行う。

エ　データベース

我が国の学術研究動向を踏まえ、データベースの必要性は高いが未整備の分野、我が国で発展を遂げた分野、我が国がその研究や情報の世界的なセンターになっている分野等において、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とした、学術的価値が高いものを選定する。

(ｱ)　「データベース」は、個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、既に実用に供し得る条件を備え、かつ次の(a)～(d)のすべての要件を満たすものから選定する。

(a)　我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するもの。

・我が国における研究活動が国際的に主導的な立場にあり、我が国でデータベースを形成することが国際的にも期待されている分野。

・国内の優れた研究成果を国際的に適切に流通させるため、国内においてデータベース化する必要のある分野。

・国内での学術研究を推進する上で、データベースの形成に対して期待が高く、かつ国際的にも国内的にも同様な内容のデータベースが存在しない分野。

・国際的にも重要な分野で、データベースの形成に対して我が国に協力を求められている分野。

(b)　データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立しているもの。

(c)　当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確なもの。

(d)　データ容量、所要経費が相当量（額）以上であるもの。

(ｲ)　学術的価値のみならず、有用性、公開利用状況及び経費の妥当性等の指標に基づいて、審査を行うとともに、データベースの作成計画全体についても、審査を行う。

(ｳ)　採択されたもののうち、研究者による有効利用を通じ、当該分野における学術研究の発展に特に有用であると見込まれるデータベースで、重点的かつ継続的な助成を行うものを「重点データベース」とし、その他を「一般データベース」とする。

「重点データベース」は、当該分野の研究者のニーズ・研究動向を踏まえた学問的貢献度、作成組織体制等において特に優れており、当該分野の学術研究の発展に大きく貢献するものを選定し、データベース作成を円滑かつ計画的に遂行させるため、応募のあった事業期間（最長5年）を限度として、複数年度の内約を行うことができる。

(ｴ)　複数年度の内約を受けている「重点データベース」のうち、計画の大幅な変更を行うものについては、変更を行おうとする計画の内容を十分に審査することとし、経費の増額については、新規応募成果公開の配分額に影響を及ぼすことを考慮し、その適否を決定する。

(5)　特別研究員奨励費

①　我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ若手研究者を育成するため、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員が行う、又は外国人特別研究員が受入研究者と共同して行う、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題を選定する。また、審査に当たっては、研究目的の明確さ、研究計画の独創性等を考慮するとともに、研究成果が期待できる研究課題を選定する。

②　研究課題の研究期間は、3年以内の範囲において、期待される研究成果をあげるための適切な期間とする。

(6)　国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

①　人文学、社会科学から自然科学の各分野にわたって調和を図るとともに、学術研究の実態に適合するようあらかじめ配分方式により算出した専門分野別の配分枠を設けるものとする。

②　応募時点において日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、帰国後に日本国内の研究機関に所属し日本を主たる拠点として一人又は複数の研究者で行う研究計画であって、独創的、先駆的な研究を格段に発展させるための研究課題を選定する。

③　研究課題の研究期間は、交付申請した年度から起算して3年目の年度末までとする。

④　採択候補研究課題の配分予定額については、基本的に研究種目ごとに定める充足率に従って決定するが、明らかに問題がある場合には、第1段審査（書面審査）の評価項目の一つである「研究経費の妥当性」の評価結果も踏まえ、第2段審査（合議審査）を行う審査委員が査定する。この際、採択された研究課題の研究が十分遂行し得るよう配慮すること。

（審査の実施体制）

第11条　委員会において行う審査は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	審　査　事　項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究（S）の研究課題
審査第一部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究（A）（審査区分「一般」）の研究課題 ・基盤研究（B）（審査区分「一般」）の研究課題 ・若手研究（A）の研究課題 ・国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の研究課題
審査第一部会に置く4小委員会	・基盤研究（A）（審査区分「海外学術調査」）の研究課題 ・基盤研究（B）（審査区分「海外学術調査」）の研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会及び19小委員会	・基盤研究（C）（審査区分「一般」）の研究課題 ・挑戦的萌芽研究の研究課題 ・若手研究（B）の研究課題（応募時に複数細目を選択した研究課題（以下、「複数細目研究課題」という。）を除く）
審査第二部会に置く運営小委員会及び5小委員会	・若手研究（B）の研究課題のうち複数細目研究課題
審査第二部会に置く運営小委員会	・特別研究員奨励費の研究課題
審査第三部会に置く運営小委員会及び8小委員会	・研究活動スタート支援の研究課題
奨励研究部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・奨励研究の研究課題
成果公開部会に置く運営小委員会及び1小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

成果公開部会に置く運営小委員会及び4小委員会	・研究成果公開発表の成果公開 ・学術図書の成果公開 ・データベースの成果公開
特設分野研究部会に置く運営小委員会及び9小委員会	・基盤研究（B）（審査区分「特設分野研究」）の研究課題 ・基盤研究（C）（審査区分「特設分野研究」）の研究課題

（審査の方法）

第12条　審査の方法は、次のとおりとする。

一　審査・評価第一部会

特別推進研究

(1)　審査の進め方

①　新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、応募研究課題の中から、ヒアリングを行う応募研究課題（以下「ヒアリング研究課題」という。）を選定する。

イ　各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。

ウ　運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会における採択候補研究課題の決定までの進め方〕

ア 審査意見書の作成

a　国内の研究機関に所属する研究者への依頼

ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、「審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書及び研究進捗評価結果に基づき「(2)(ア) 審査に当たっての着目点（a）～（e）」の各要素に着目し、各要素ごとに意見を付す。また、当該研究課題について、「(3)研究経費の査定」により査定案の作成を行うとともに意見を付す。

b　海外の研究機関に所属する研究者への依頼

ヒアリング研究課題を選定する際の資料とするため、応募研究課題ごとに選定した3名程度の審査意見書作成者に、「審査意見書」の作成を依頼する。

審査意見書作成者は、研究計画調書のうち応募情報及び応募内容ファイル（英語版）に基づき、次の要素について意見を付す。

(a) 当該研究者が当該研究分野において国際的に高い評価を得ているか。

(b) 当該研究分野の現状と動向の中で当該研究課題が国際的に高い評価を得られるものであるか。

イ ヒアリング研究課題の選定

a　各小委員会は、研究課題ごとに担当委員を決定する。

b　各小委員会は、研究計画調書、研究進捗評価結果及び審査意見書をもとに、「(2)(ア)審査に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、各審査委員が事前に行うヒアリングの可否についての審査の結果に基づき、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

ウ ヒアリングの実施

各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、追加説明資料、研究進捗評価結果及び審査意見書をもとに、次のとおり行うこととする。

なお、研究代表者に対して、事前に質問事項を提示することができる。

(a)　時間配分の目安

(ア) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・・ 10分

(ｲ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20分
(ｳ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・・・・10分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

エ 採択候補研究課題の選定

a 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ｱ) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(ｲ) 審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、当該研究課題について、研究計画調書、審査意見書及び「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

b 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果及び研究進捗評価結果に基づき、合議により採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定するとともに、当該研究課題については、「(3)研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。

c 運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

② 継続研究課題

ア 各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、研究計画調書及び研究進捗評価結果をもとに「(2)(ｱ) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、合議により研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否の審査を行い、大幅な変更及び継続を認めることができる。また、書面により判断できない場合及び増額を伴う研究課題のうち増額を認める可能性のあるものは、ヒアリングを実施する。

イ 各小委員会は、ヒアリングを行う研究課題について、研究計画調書、研究進捗評価結果及び追加説明資料をもとに、次のとおりヒアリングを行うこととする。

(a) 時間配分の目安

(ｱ) 研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・・・１０分
(ｲ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０分
(ｳ) 審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・・・・１０分

(b) 説明者

研究代表者を含め3名以内

(c) 説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

ウ 各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(2)(ｱ) 審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(2)(ｲ) 審査基準」により審査を行う。

なお、担当委員は、増額を伴う研究課題について、「(3)研究経費の査定」により、査定案の作成を行う。

エ 各小委員会は、研究課題のヒアリング終了後、各審査委員の審査結果に基づき、合議により、研究計画の大幅な変更の可否及び研究課題の継続の可否を判断するとともに、増額することとした研究課題について「(3) 研究経費の査定」により、担当委員の査定案を踏まえ、査定を行う。

オ 運営小委員会は、各小委員会が審査した研究計画の大幅な変更の可否、研究課題の継続の可否及び増額することとした研究課題の配分予定額について合議により決定する。

(2) 審査に当たっての着目点及び審査基準

(ｱ) 審査に当たっての着目点

(a) 特別推進研究として推進する必要性

・国際的に高い評価を得ている研究をより一層推進するための研究種目である特別推進研究の対象として、ふさわしい研究であるか。
・現在、特別推進研究に採択されている研究代表者からの応募研究課題については、特別推進研究として引き続き推進することが、ふさわしい研究であるか。

(b) 研究の独創性及び研究の意義
・研究目的、方法が独創的であるか。
・学界等における関連研究の発展に対し、学術的又は社会的要請に応え、革新的な貢献をすることが期待されるものであるか。

(c) 研究分野の現状と動向及びその中でのこの研究課題の位置づけ
・当該研究分野の現状と動向にかんがみ、当該研究分野において、世界の最先端を競いあっている研究であるか。
・当該研究は、国際的な評価が高いか、あるいは高い評価を得られる可能性が高いものであるか。

(d) 研究遂行能力及び当該分野における評価
・研究者の研究業績にかんがみ、その研究を遂行し、成果をあげることが期待できるか。
・国内において当該研究及びこれと競う研究を遂行している研究者のうちで、特別推進研究を遂行する者として適した者であるか。
・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究の場合、研究組織、研究施設・設備等の諸条件にかんがみ、有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(e) 研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（該当する研究課題のみ）
・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

(f) 応募研究経費の妥当性
・大幅に減額することが相当であると認められるか。
・他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評　価　基　準
A	採択に値するものである
A－	「A」に準ずるものである
B	「A－」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

※　研究費の増額を伴う研究課題の審査において、増額の可否を審査する場合は「採択」を「増額」と読み替える。

(3) 研究経費の査定

(ア) 査定の観点
・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・応募総額が5億円を超える研究課題については、特に研究経費の内容及び5億円を超える研究経費を必要とする理由等を踏まえ、真に必要性が認められるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上、真に必要なものが計上されているか。
・研究計画のいずれかの年度において、「設備備品費」、「旅費」、又は「人件費・謝金」のいずれかの経費が当該年度の研究経費の90％を超えている場合には、当該経費の研究計画遂行上の必要性及び妥当性が認められ、かつ有効に使用されることが見込まれるか。
・大幅な減額を伴う研究計画の見直しを求めた研究課題については、研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ) 査定方法

・研究経費の内容を踏まえ、各年度の費目ごとに査定を行う。

二　審査・評価第二部会

基盤研究（Ｓ）

①　新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、書面審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する書面審査の結果を基にして、「ヒアリング研究課題」を選定する。

イ　書面審査を行う審査委員は、別添3の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

ウ　各小委員会は、選定したヒアリング研究課題について、ヒアリングを行い採択候補研究課題及び補欠研究課題を選定する。

エ　運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、研究計画調書、研究進捗評価結果及び書面審査の結果を基に、合議によりヒアリング研究課題を選定する。

イ　各小委員会は、ヒアリング研究課題毎に担当委員を決定する。

ウ　各小委員会におけるヒアリングは、研究計画調書、研究進捗評価結果、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。

エ　ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

a　時間配分の目安

(ｱ)　研究代表者等から研究内容の説明・・・・・・・・・　１０分

(ｲ)　質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０分

(ｳ)　審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・　１０分

b　説明者

研究代表者を含め　3名以内

c　説明資料

研究計画調書及び追加説明資料

オ　採択研究課題の選定

a　各審査委員は、ヒアリングを行った研究課題について、「(ｱ)　審査に当たっての着目点(a)～(f)」の各要素に着目し、「(ｲ)　審査基準」により審査を行う。

b　各小委員会は、「国際的な水準から見て一定の評価を得ている一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究課題」を選定することに特に留意し、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に、合議により採択候補研究課題を選定する。

なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、基盤研究（S）として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

c　運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題及び補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により採否を決定する。

(ｱ)　審査に当たっての着目点

(a)　基盤研究（S）として推進する必要性

・ 国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。

・ 研究代表者及び研究分担者は国際的に卓越した実績を挙げているか。

(b)　研究課題の学術的重要性・妥当性

・ 学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・ 応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

(c) 研究計画・方法の妥当性
・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
・ 研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
・ 研究計画を遂行する能力が十分にあるか。

(d) 研究課題の独創性及び革新性
・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

(e) 研究課題の波及効果及び普遍性
・ 当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
・ 科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

(f) 応募研究経費の妥当性
・ 他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性はないか。

(イ) 審査基準

評価	評　価　基　準
A	採択に値するものである
A－	「A」に準ずるものである
B	「A－」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

三 審査第一部会

(1) 基盤研究（A）（B）（審査区分「一般」）（審査区分「特設分野研究」を除く）

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

イ 第1段審査を行う審査委員は、別添4の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を分科（細目）ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ 各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ　各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

カ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

②　継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2)　基盤研究（Ａ）（Ｂ）（審査区分「海外学術調査」）（審査区分「特設分野研究」を除く）

①　新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

イ　各小委員会に属する審査委員は、別添5の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設ける。

イ　各審査グループは、配分方式を準用し、「配分枠」を審査希望分野ごとに按分した額を配分目安額として、合議により、採択候補研究課題を選定する。

ウ　各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に採択研究課題を決定する。

エ　各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために、採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

カ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

②　継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(3)　若手研究（Ａ）

①　新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

ただし、各小委員会が選定する補欠研究課題については、運営小委員会の合議により決定する。

イ　第1段審査を行う審査委員は、別添4の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ　各審査グループは、分科（細目）の専門的見地から、合議により、若手研究（A）にふさわしい採択候補研究課題を厳選する。

ウ　各小委員会は、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」を基に、採択研究課題を決定する。

エ　各小委員会は、採択研究課題を決定する際に、「配分枠」の範囲内で多くの研究課題を採択するために採択候補研究課題の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

オ　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

　なお、「配分枠」の範囲内では採択できないが、若手研究（A）として採択すべき研究課題がある場合には、当該研究課題を補欠研究課題として選定することができる。

カ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

キ　運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠研究課題について、別に設けられる「配分調整枠」等を基に、合議により、採否を決定する。

　なお、その際、各分野間の採択件数のバランスに配慮する。

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

　各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(4) 国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択候補研究課題を選定する。（二段審査制）

イ　第1段審査を行う審査委員は、別添6の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

ウ　運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題について、合議により採択研究課題を決定する。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、配分方式により算出した「配分枠」をもとに算出される採択予定件数に基づき、合議により必要な調整を行い、採択候補研究課題を選定する。

イ　運営小委員会は、各小委員会が選定した採択候補研究課題について、配分総額の範囲内で、合議により採択研究課題を決定する。

四　審査第二部会

(1) 基盤研究（C）、若手研究（B）（複数細目研究課題、審査区分「特設分野研究」を除く）

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

イ　第1段審査を行う審査委員は、別添4の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ　各審査グループは、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」と「平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

ウ　各審査グループは、「配分枠」のボーダーライン付近にある応募研究課題の中から、「私立学校・高等専門学校調整枠」により採択する研究課題を選定する。

エ　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。

a　第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b　研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c　その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

オ　各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

カ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

ア　各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ　運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

②　継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(2)　若手研究（Ｂ）（複数細目研究課題）

①　新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書及び研究進捗評価結果について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

イ　第1段審査を行う審査委員は、別添4の評定基準等に基づき、研究計画調書及び研究進捗評価結果により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各系小委員会（複数細目小委員会を除く4小委員会。）は、審査を円滑に進めるため、分野ごとに審査グループを設けることとする。

イ　同一分野内の複数細目を選択した研究課題については、配分方式により算出した研究分野（各系小委員会）ごとの「配分枠」と「平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、各審査グループで採択候補研究課題を選定し、小委員会全体での合議により、各系小委員会において採択研究課題を決定する。

ウ　分野を超えた同一系内の複数細目を選択した研究課題については、配分方式により算出した研究分野（各系小委員会）ごとの「配分枠」を基に算出される採択予定件数に基づき、小委員会全体での合議により、各系小委員会において採択研究課題を決定する。

エ　系を超えた複数細目を選択した研究課題については、配分方式により算出した複数細目小委員会の「配分枠」を基に算出される採択予定件数に基づき、小委員会全体での合議により、複数細目小委員会において採択研究課題を決定する。

オ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、次のa～cに該当する場合には留意することとする。

a　第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b　研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c　その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

カ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

ア　各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ　運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

② 継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(3) 挑戦的萌芽研究

① 新規研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、第1段審査を行う審査委員が個々の研究課題の研究計画調書について専門的見地から審査する第1段審査の審査結果を基にして、広い立場から総合的に必要な調整を行うことを主眼として、合議により採択研究課題を決定する。（二段審査制）

イ　第1段審査を行う審査委員は、別添7の評定基準等に基づき、研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会における採択研究課題の決定までの進め方〕

ア　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、分科（人文社会系の小委員会にあっては細目）ごとに審査グループを設けることとする。

イ　各審査グループは、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」と

「平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

ウ　各審査グループは、採択候補研究課題の選定に当たっては、第1段審査の審査結果の総合評点「AA」を特に重視する。

エ　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、次のa～cに該当する場合には、全体での合議を行い、採択研究課題を決定する。

a　第1段審査の結果を大幅に覆して採否を決定する場合

b　研究計画調書に記載された研究経費を大幅に減額して採択する場合

c　その他、各小委員会が小委員会全体での合議が必要であると判断する場合

オ　各小委員会は、上記「エ」の合議を行う必要がないと判断した場合には、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

カ　各小委員会は、採択研究課題を決定するにあたり、他の研究資金との不合理な重複や過度の研究費の集中の可能性がないか考慮することとする。

〔各研究課題への配分額の調整〕

ア　各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

イ　運営小委員会は、上記「ア」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、配分方式により算出される専門分野別の「配分枠」とは別に設けられる「配分調整枠」により各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

②　継続研究課題

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、研究計画の大幅な変更を行おうとする継続研究課題について、合議により採否を決定する。

(4)　特別研究員奨励費

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

運営小委員会は、次の評定要素に着目しつつ、総合的な判断の上、合議により採択研究課題を決定する。

【評定要素】

・研究目的は具体的かつ明確に設定されているか。
・研究計画及び研究方法は独創的なものであるか。
・研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっているか。
・研究計画に照らし、研究経費の内容が適切であるか。

五　審査第三部会

研究活動スタート支援

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

①　各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

②　各小委員会に属する審査委員は、別添8の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

①　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査グループを設けることとする。

② 各審査グループは、配分方式により算出した研究分野（各小委員会）ごとの「配分枠」と「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

③ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補研究課題について、全体での合議により必要な調整を行い、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

① 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分枠」の範囲となるように、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

六 奨励研究部会

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

(1) 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択研究課題を決定する。

(2) 各小委員会に属する審査委員は、別添9の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

(1) 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとの審査グループを設けることとする。

(2) 各審査グループは、配分方式を準用し、審査希望分野ごとに按分した額と当該分野にかかる「当該年度の平均応募額」等により算出される採択予定件数に基づき、合議により、採択候補研究課題を選定する。

(3) 各小委員会は、各審査グループの合議の結果に基づき、採択研究課題を決定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

(1) 各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、各小委員会における採択研究課題全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

(2) 運営小委員会は、上記「(1)」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

七 成果公開部会

（1） 研究成果公開発表

① 新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

イ 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

ア 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

イ 各小委員会は、種目（区分）ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

ウ　「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

エ　イからウを差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次の a ～ b のとおり、採択候補成果公開を選定する。

a　各審査グループにおいて、「研究成果公開発表（B）」と「研究成果公開発表（C）」の採択候補成果公開を選定する。

b　各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

オ　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次の a ～ b のとおり、採択成果公開等を決定する。

a　各小委員会において、採択成果公開を決定する。

b　各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

カ　各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

①　各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

②　各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」 により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

③　継続成果公開（研究成果公開発表（C）のみ対象）

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

各小委員会は、計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

（２）　国際情報発信強化

〔審査区分「国際情報発信強化（Ａ）」「オープンアクセス刊行支援」〕

①　新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア　国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審査方法等の確認を行う。

イ　国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により書面審査を行う。

ウ　国際情報発信強化小委員会は、書面審査の結果に基づき、「ヒアリング成果公開」を選定する。

エ　国際情報発信強化小委員会は、ヒアリング成果公開について、ヒアリングを行い、採択成果公開を決定する。

〔国際情報発信強化小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

ア　国際情報発信強化小委員会は、計画調書及び書面審査の結果を基に、合議により「国際情報発信強化（A）」及び「オープンアクセス刊行支援」の「ヒアリング成果公開」を選定する。

イ　国際情報発信強化小委員会におけるヒアリングは、計画調書、追加説明資料及び書面審査の結果をもとに行う。

ウ　ヒアリングは、次のとおり行うこととする。

a　時間配分の目安

(ｱ)　代表者等から取組内容の説明・・・・・・・・・・・　１０分
(ｲ)　質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１０分
(ｳ)　審議及びコメントの記載・・・・・・・・・・・・・　１０分

b　説明者

応募代表者を含め　3名以内

c　説明資料

計画調書及び追加説明資料

エ　採択成果公開の決定

a　各審査委員は、ヒアリングを行った成果公開について、「(ア)　審査にあたっての着目点(a)~(e)」の各要素に着目し、「(イ)審査基準」により審査を行う。

b　国際情報発信強化小委員会は、「国際情報発信強化(A)」及び「オープンアクセス刊行支援」の採択成果公開を決定する。

(ア)　審査にあたっての着目点

(a) 国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性

・ 目標及び評価指標(中間及び終了時)は具体的に示されているか。
・ 目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。
・ 評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
・ 英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

(b) 国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性

・ 取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
・ 各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

(c) 新たな取組の準備状況の妥当性

・ 新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
・ 新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

(d) 学術的価値と質の確保

・ 刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。
・ レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

(e) 補助要求額の妥当性

・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

(イ)　審査基準

評価	評　価　基　準
A	採択に値するものである
A－	「A」に準ずるものである
B	「A－」よりもやや劣るものである
C	採択に値しない

②　継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

（３）　国際情報発信強化〔審査区分「国際情報発信強化（Ｂ）」〕

①　新規成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

ア　国際情報発信強化小委員会は審査に先立ち小委員会を開催し、審査にあたっての審

査方法等の確認を行う。

イ　国際情報発信強化小委員会に属する審査委員は、別添10の評定基準等に基づき、計画調書により審査を行う。

ウ　国際情報発信強化小委員会は、個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

②　継続成果公開

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

国際情報発信強化小委員会は、実施計画の大幅な変更を行おうとする継続成果公開について、合議により採否を決定する。

（４）　学術図書

〔成果公開の採択決定までの進め方〕

①　各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開の決定及び補欠成果公開の選定を行う。

②　各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

③　運営小委員会は、各小委員会が選定した補欠成果公開について、合議により採択成果公開を決定する。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

①　各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

②　各小委員会は、種目（区分）ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

③　「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

④　②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～ウのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア　各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ　各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

ウ　各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

⑤　各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア　各小委員会において、採択成果公開を決定する。

イ　各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

ウ　各小委員会は、補欠成果公開を選定する。

エ　該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

⑥　運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開、「調整枠」による採択成果公開及び各小委員会が選定した補欠成果公開の採否を決定する。

〔各成果公開への配分額の調整〕

①　各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、運営小委員会における採択成果公開全体の平均

充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

（５） データベース

〔新規成果公開及び継続成果公開の採択決定までの進め方〕

① 各小委員会は、事前に個別の書面審査を行い、その結果に基づき、合議により採択成果公開を決定する。

② 各小委員会に属する審査委員は、別添11の評定基準等に基づき、事前に計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択成果公開の決定までの進め方〕

① 各小委員会は、審査を円滑に進めるため、審査希望分野ごとに審査グループを設けることとする。

② 各小委員会は、種目（区分）ごとに、応募額に基づいて「配分可能額」を按分することにより「配分予定枠」を算出する。

③ 「配分予定枠」に100分の5を乗じることにより「調整枠」を算出し、「配分予定枠」から「調整枠」を確保する。

④ ②から③を差し引いた額を、審査グループごとの応募額により按分し、算出した額を基にして、次のア～エのとおり、採択候補成果公開等を選定する。

ア 各審査グループにおいて、採択候補成果公開を選定する。

イ 各審査グループにおいて、すべての採択候補成果公開の中から複数年の内約を行う成果公開（「重点データベース」）に値する候補成果公開の有無について検討する。

ウ 各審査グループにおいて、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を採択もしくは重点配分できるようにするために、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」による採択候補成果公開について検討する。

エ 各審査グループにおいて、広領域の応募成果公開に対して、該当する分野の各小委員会として付す評点について検討する。

⑤ 各小委員会は、各審査グループが選定した採択候補成果公開について、小委員会全体での合議により必要な調整を行い、次のア～エのとおり、採択成果公開等を決定する。

ア 各小委員会において、の採択成　　果公開を決定する。

イ 各小委員会において、複数年の内約を行う成果公開（「重点データベース」）としての採択成果公開を決定する。

ウ 各小委員会は、種目（区分）等にとらわれず、「調整枠」による採択成果公開を決定する。

エ 該当する分野の各小委員会において、広領域の応募成果公開に対して、各小委員会として付す評点を決定する。

⑥ 運営小委員会は、各小委員会における評価結果を基に、運営小委員会において合議により必要な調整を行い、広領域の採択成果公開及び「調整枠」による採択成果公開を決定する。

⑦ 運営小委員会及び各小委員会は、採択成果公開を決定する際に、「配分予定枠」の範囲内で多くの成果公開を採択するために採択成果公開の充足率を著しく下げるなど、不適切な配分予定額の調整は避ける。

〔各成果公開への配分額の調整〕

① 各成果公開への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた上で、配分総額が「配分予定枠」の範囲となるように、各小委員会における採択成果公開全体の平均充足率を調整することにより算出される額とする。

② 運営小委員会及び各小委員会は、「配分予定枠」からあらかじめ確保している「調整枠」

により、種目（区分）等にとらわれず、重要な成果公開を重点配分できるようにするための調整を行う。

八　特設分野研究部会

〔研究課題の採択決定までの進め方〕

①　各小委員会は、必要に応じて事前の選考を行った上で、個別の書面審査を行い、合議により採択研究課題を決定する。

②　各小委員会に属する審査委員は、別添12の評定基準等に基づき、事前に研究計画調書により審査を行う。

〔各小委員会等における採択研究課題の決定までの進め方〕

①　各小委員会は、あらかじめ設定された採択予定件数に基づき、合議により採択候補研究課題を選定する。

〔各研究課題への配分額の調整〕

①　各研究課題への配分額については、配分額に関する審査結果を踏まえた額とする。

②　運営小委員会は、上記「①」の調整の結果、特定の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率が、他の小委員会の採択研究課題全体の平均充足率と比較し著しく低いと判断した場合には、各小委員会の採択研究課題全体の平均充足率に著しい不均衡が生じないよう調整を行う。

（審査結果の開示）

第13条

一　特別推進研究

各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択された研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者には、当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括に加え、各小委員会が審査を行った研究課題の中における当該研究課題のおおよその順位を開示する。

二　基盤研究（Ｓ）

各審査委員の研究課題に対する審査結果が特定されないように配慮した上で、採択された研究課題の研究代表者に対して、各小委員会における当該研究課題の審査結果の所見及び審査状況の総括を開示するとともに、審査結果の所見の概要を一般に公開する。

また、採択されなかった研究代表者のうち、応募時に書面審査の結果の開示を希望した者に対して、1）応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目におけるおおよその順位、2）評定要素ごとの審査結果、3）その他の評価項目の評価結果を開示する。

さらに、ヒアリング研究課題の研究代表者で、採択されなかった者全てに対して、審査結果の所見を開示する。

三　基盤研究（Ａ・Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」を除く）、若手研究（Ａ・Ｂ）、研究活動スタート支援

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、1）応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目（分野）におけるおおよその順位、2）評定要素ごとの審査結果、3）その他の評価項目の評定結果を開示する。

複数細目研究課題については、1）同一分野内の複数細目を選択した研究課題、分野を超えた同一系内の複数細目を選択した研究課題又は系を超えた複数細目を選択した研究課題における採択されなかった研究課題全体の中でのおおよその順位、2）それぞれの細目の評定要素ごとの審査結果、3）その他の評価項目の評定結果を開示する。

四　挑戦的萌芽研究

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、1）応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目におけるおおよその順

位、2）評定要素ごとの審査結果、3）総合評点の結果、4）その他の評価項目の評定結果を開示する。

五　奨励研究

採択されなかった研究課題の研究代表者に対して、審査希望分野における書面審査結果のおおよその順位を開示する。

六　国際情報発信強化

各審査委員の成果公開に対する結果が特定されないように配慮した上で、採択されなかった代表者に対して、「国際情報発信強化（A）」及び「オープンアクセス刊行支援」については、当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

また、「国際情報発信強化（B）」については、審査希望分野におけるおおよその順位、応募成果公開の各評定要素に係る審査委員の素点（平均点）及び審査希望分野に採択された応募成果公開の平均点を開示する。

七　研究成果公開発表、学術図書、データベース

各審査委員の成果公開に対する審査結果が特定されないよう配慮した上で、採択されなかった代表者に当該成果公開の審査結果の所見を開示する。

八　基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に書面審査の結果の開示を希望した者に対して、応募分野におけるおおよその順位を開示する。また、各小委員会が特に必要と判断した研究課題の研究代表者に対して、当該研究課題の審査結果の所見を開示する。

九　国際共同研究加速基金（帰国発展研究）

採択されなかった研究代表者のうち、応募時に第1段審査の結果の開示を希望した者に対して、 1）応募細目における採択されなかった研究課題全体の中での細目（分野）におけるおおよその順位、2）評定要素ごとの審査結果、3）その他の評価項目の評定結果を開示する。

第３章　研究進捗評価

（研究進捗評価の方針）

第14条　研究進捗評価は、対象となる研究課題の進捗状況を把握し、当該研究のその後の発展に資する目的として行う。

２　研究進捗評価を受けた研究課題を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において特別推進研究、基盤研究、又は若手研究に応募がなされた場合は、当該応募研究課題の審査のための資料として進捗評価結果を提供する。

３　研究進捗評価の一環として、研究終了時の成果について評価を行う。

（研究進捗評価の実施体制）

第15条　委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評　価　事　項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び３小委員会	・特別推進研究の研究課題
審査・評価第二部会に置く運営小委員会及び15小委員会	・基盤研究（S）の研究課題

（研究進捗評価の方法）

第16条　研究進捗評価の方法は、次のとおりとする。

一　審査・評価第一部会

特別推進研究

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行うヒアリング及び現地調査等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度にヒアリングを実施する。

現地調査の時期は、研究課題ごとに各小委員会で判断する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

② 現地調査の進め方

ア　担当委員の決定

各小委員会は、現地調査を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、現地調査を担当する評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ　現地調査

a 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び研究計画調書

b 時間配分の目安

2～3時間程度

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から研究進捗状況報告書をもとに説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。

e 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、各小委員会に提出する。

③ ヒアリングの進め方

ア　担当委員の決定

各小委員会は、ヒアリング研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

イ　ヒアリング

a ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び研究計画調書等

b 時間配分の目安

(ｱ) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明　・・・・・・　１０分

(ｲ) 質疑応答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５分

(ｳ) 審議及びコメント票の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・　５分

c 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等（3名以内）から、研究進捗状況報告書及び追加説明資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者による審議を行い、「⑤(ｱ) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(ｲ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

④ 合議の進め方

ア　各小委員会

各小委員会は、現地調査を行った研究課題について、担当委員から現地調査報告書に基づく報告を受け、合議により評価コメント案を作成する。

ヒアリングを行った研究課題について、「⑤(ｱ) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑤(ｲ) 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、研究計画の変更、研究経費の減額又は研究の中止の必要性について検討する場合は、その具体的内容について慎重に判断する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、評価コメント案及び研究進捗評価案に「F」を付し、その内容を示す。

研究進捗評価（検証）を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

イ　運営小委員会

運営小委員会は、評価コメント案及び研究進捗評価案について合議を行い、評価コメント及び研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ｱ)　評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。

・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。（あげつつあるか。）

・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

・購入された設備等は有効に活用されているか。

・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。

・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ) 評価基準

区分	評　価　基　準
A＋	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A－	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

二　審査･評価第二部会

基盤研究（S）

① 研究進捗評価の時期及び方法

研究進捗評価は、次の時期に行う書面評価等を踏まえ、合議により行う。

最終年度前年度に書面により実施する。

研究終了翌年度に研究期間全体を通して当初の研究目的が達成されたか等研究成果について検証、評価を実施する。ただし、最終年度前年度の応募課題が採択された場合には、廃止する研究課題の検証は研究期間終了の翌々年度に行う。

なお、書面による評価で判断できない場合は、現地調査又はヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア　評価意見書の作成

各小委員会幹事は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに選定した3名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者が作成する研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等に基づき、評価意見書を作成する。

イ　担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究進捗評価を行う研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、評価者2名程度を担当委員として決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、研究進捗状況報告書、関係書類及び評価意見書に基づき、評価コメント票を作成する。

ウ　各小委員会の評価

小委員会は、研究進捗状況報告書、関係書類、評価意見書及び評価コメント票に基づき評価を行う。

③ 現地調査の進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b 現地調査で用いる資料

研究進捗状況報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

c 時間配分の目安

2～3時間程度

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

評価者等は、研究代表者の研究室等において、研究代表者及び研究分担者等から事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担うとともに、指導・助言等を行う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 現地調査報告書の作成

担当委員は、現地調査の結果を現地調査報告書にまとめ、運営小委員会に提出する。

④ ヒアリングの進め方

a 質問事項

研究代表者に対して、事前に書面等による評価で明らかにされなかった点を中心として質問事項を提示する。

b ヒアリングで用いる資料

研究進捗状況報告書、追加説明資料、現地調査報告書及び関係書類（研究計画調書、交付申請書及び実績報告書（収支決算報告書））等をもとに行う。

c 時間配分の目安

(ｱ) 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明 ・・・・・・ ７分

(ｲ) 質疑応答 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８分

(ｳ) 審議及びコメント票の記載 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ５分

d 研究代表者等からの研究進捗状況等の説明

研究代表者等（3名以内）から、事前に提示した質問事項を中心に説明を受ける。

e 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。また、必要に応じて評価協力者の協力を受けるものとする。

f 審議及びコメント票の記載

研究課題ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑥(ｱ) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(ｲ) 評価基準」によりコメント票の記載を行う。

⑤ 合議の進め方

ア 各小委員会

各小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った研究課題について、「⑥(ｱ) 評価に当たっての着目点(a)～(e)」の各要素に着目し、「⑥(ｲ) 評価基準」により合議を行い、研究進捗評価案を作成する。

なお、「評価基準」が「C」の場合は、研究経費の減額又は研究の中止について検討する。

また、学術研究以外で問題があった場合は、その内容とともに、「⑥(ｲ)評価基準」で整理した区分に「F」を付す。

研究進捗評価（検証）を行った研究課題について、十分進展した研究成果だった場合、又は、期待した研究成果が挙がらなかった場合等、研究進捗評価結果と異なる場合は、研究

進捗評価の評価基準を準用して、検証結果として評点を付すことができる。

イ　運営小委員会

運営小委員会は、研究進捗評価案について合議を行い、研究進捗評価を決定し、その結果を委員会に報告する。

⑥ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ア)　評価に当たっての着目点

(a) 研究の進展状況

・当初の研究目的に沿って、着実に研究が進展しているか。

・今後の研究推進上、問題となる点はないか。

(b) これまでの研究成果

・当初の研究目的に照らして、現時点で期待された成果をあげているか。(あげつつあるか。)

・研究内容・研究成果の積極的な公表、普及に努めているか。

(c) 研究組織

・同一又は複数の研究機関に所属する研究者が数人で共同して行う研究においては、研究組織が研究者相互に有機的連携が保たれ、研究が効率的に進められるものとなっているか。

(d) 研究費の使用

・購入された設備等は有効に活用されているか。

・その他、研究費は効果的に使用されているか。

(e) 研究目的の達成見込み

・研究期間が終了するまでの間に研究目的を達成する見込みがあるか。

・今後の研究計画・方法の妥当性はどうか。

(イ)　評価基準

区分	評　価　基　準
A＋	当初目標を超える研究の進展があり、期待以上の成果が見込まれる
A	当初目標に向けて順調に研究が進展しており、期待どおりの成果が見込まれる
A－	当初目標に向けて概ね順調に研究が進展しており、一定の成果が見込まれるが、一部に遅れ等が認められるため、今後努力が必要である
B	当初目標に対して研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
C	当初目標より研究が遅れ、研究成果が見込まれないため、研究経費の減額又は研究の中止が適当である

（研究進捗評価結果の開示等）

第17条　研究進捗評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2　所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

第４章　中間評価

（中間評価の方針）

第18条　中間評価は、対象となる成果公開の進捗状況を把握し、当該成果公開のその後の取組に資する目的として行う。

2　中間評価を受けた成果公開を継続ないし発展させる目的で、最終年度もしくはその前年度において国際情報発信強化に応募がなされた場合は、当該応募成果公開の審査資料として中間評価結果を提供する。

（中間評価の実施体制）

第19条　委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評　価　事　項
成果公開部会国際情報発信強化小委員会	・国際情報発信強化の成果公開

（中間評価の方法）

第20条　中間評価の方法は、次のとおりとする。

一　成果公開部会

(1) 国際情報発信強化（Ａ）・オープンアクセス刊行支援

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行うヒアリングを踏まえ、合議により行う。

成果公開の助成期間3年目にヒアリングを実施する。

② ヒアリングの進め方

ア　担当委員の決定

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事業進捗状況報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。

イ　ヒアリング

小委員会は、事業進捗状況報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

事業進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類（計画調書、交付申請書及び実績報告書）等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ｱ)　代表者等からの事業進捗状況等の説明・・・・・・　10分

(ｲ)　質疑応答　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10分

(ｳ)　審議及びコメント票の記載　・・・・・・・・・・・・　10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等（3名以内）から、事業進捗状況報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「④(ｱ)評価に当たっての着目点（a）～（d）」の各要素に着目し、「④(ｲ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

③ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、ヒアリングを行った成果公開について、「④(ｱ)評価に当たっての着目点(a)～(d)」の各要素に着目し、「④(ｲ)評価基準」により合議を行い、事業進捗評価を作成する。

なお、「評価基準」が「B」の場合は経費の減額について、「C」の場合は取組の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「④(ｲ)評価基準」で整理した区分に「Ｆ」を付す。

④ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ｱ) 評価に当たっての着目点

(a)国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。

・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

(b)国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。

・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

(c)補助事業終了後の継続性

・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

(d)使用された経費の妥当性

・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(ｲ) 評価基準

区分	評　価　基　準
A＋	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A－	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	今後の目標達成の見込みはあるが、経費の使用に問題があるため、経費の減額が適当である。
C	今後の目標達成が見込まれないため、取組の中止が適当である。

(2) 国際情報発信強化（Ｂ）

① 中間評価の時期及び方法

中間評価は、次の時期に行う書面評価を踏まえ、合議により行う。

成果公開の助成期間3年目に書面評価を実施する。

なお、書面による評価で判断できない場合は、ヒアリングを行う。

② 書面評価の進め方

ア　担当委員の決定及び評価コメント票の作成

小委員会は、中間評価を行う成果公開ごとに、小委員会に属する委員のうちから、評価者2名を担当委員として決定する。担当委員は、担当する成果公開の評価において中心的役割を担う。

担当委員は、事業進捗状況報告書、関係書類に基づき、評価コメント票を作成する。書面のみ

で判断が困難な場合、ヒアリングを行う。

イ　小委員会の評価

小委員会は、事業進捗状況報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

③ ヒアリングの進め方

ヒアリング

小委員会は、事業進捗状況報告書、関係書類に基づき、評価を行う。

a ヒアリングで用いる資料

事業進捗状況報告書、追加説明資料及び関係書類（計画調書、交付申請書及び実績報告書）等をもとに行う。

b 時間配分の目安

(ｱ) 代表者等からの事業進捗状況等の説明・・・・・10分

(ｲ) 質疑応答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10分

(ｳ) 審議及びコメント票の記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・10分

c 代表者等からの事業進捗状況等の説明

代表者等（3名以内）から、事業進捗状況報告書及び追加資料により説明を受ける。

d 質疑応答

担当委員は、質疑応答において中心的役割を担う。

e 審議及びコメント票の記載

成果公開ごとにヒアリング終了後、評価者等による審議を行い、「⑤(ｱ)評価に当たっての着目点（a）～（d）」の各要素に着目し、「⑤(ｲ)評価基準」によりコメント票の記載を行う。

④ 合議の進め方

小委員会

小委員会は、書面評価及びヒアリングを行った成果公開について、「⑤(ｱ)評価に当たっての着目点（a）～（d）」の各要素に着目し、「⑤(ｲ)評価基準」により合議を行い、事業進捗評価を作成する。

なお、「評価基準」が「B」の場合は経費の減額について、「C」の場合は事業の中止について検討する。

また、取組以外で問題があった場合は、その内容とともに「⑤(ｲ)評価基準」で整理した区分に「Ｆ」を付す。

⑤ 評価に当たっての着目点及び評価基準

(ｱ) 評価に当たっての着目点

（a） 国際情報発信強化への目標の達成状況及び評価指標の改善・向上

・当初に設定された目標は、中間評価の時点においてどの程度達成されているか。

・当初に設定された評価指標は、中間評価の時点においてどの程度改善・向上しているか。

（b） 国際情報発信の取組内容及び実施計画の実施状況

・これまでの取組内容及び実施計画・方法は、当初の予定通り実施されているか。

・今後の取組内容及び実施計画・方法は、目標を達成するために適切な計画となっているか。

（c） 補助事業終了後の継続性

・補助事業終了後、事業を継続できる見通しがあるか。

（d） 使用された経費の妥当性

・新たな取組として使用された経費の内容は妥当であり、また有効に使用されているか。

(ｲ) 評価基準

区分	評　価　基　準
A＋	当初計画を上回っており、かつ改善した評価指標による目標達成が見込まれる。
A	当初計画が達成されつつあり、今後の目標達成が見込まれる。
A－	当初計画より一部遅れは見られるが、概ね今後の目標達成が見込まれる。
B	今後の目標達成の見込みはあるが、経費の使用に問題があるため、経費の減額が適当である
C	今後の目標達成が見込まれないため、取組の中止が適当である。

（中間評価結果の開示等）

第21条　中間評価は、各評価者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、評価結果及び所見を代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

第５章　追跡評価

（追跡評価の方針）

第22条　追跡評価は、対象となる研究課題が研究終了後、一定期間経た後にその研究成果から生み出された効果・効用や波及効果を検証することを目的に行う。

（追跡評価の実施体制）

第23条　委員会において行う評価は、次に掲げる部会等において行うものとする。

部会等の名称	評　価　事　項
審査・評価第一部会に置く運営小委員会及び3小委員会	・特別推進研究の研究課題

（追跡評価の方法）

第24条　追跡評価の方法は、次のとおりとする。

一　特別推進研究

(1) 追跡評価の時期及び方法

研究が終了して5年間を経た研究課題に対して書面により実施する。

また、研究代表者の対応が困難な場合にあっては、研究課題の研究分担者として参加していた者に要請できることとする。ただし、第4条第4号の規定にかかわらず、真にやむを得ない理由により研究代表者等の協力が得られない場合には、追跡評価を行わないことができる。

(2) 追跡評価の進め方

① 評価意見書の作成

研究課題ごとに選定した2名程度の評価協力者に、評価意見書の作成を依頼する。

評価協力者は、研究代表者等が作成する自己評価書及び関係書類（研究成果報告書概要、事後評価結果）等に基づき、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、評価基準により評価意見書を作成する。

② 担当委員の決定及び評価コメント票の作成

各小委員会は、研究課題ごとに、各小委員会に属する委員及び専門委員のうちから、担当委員を2名程度決定する。担当委員は、必要に応じて評価協力者の協力を得て、担当する研究課題の評価において中心的な役割を担う。

担当委員は、自己評価書、関係書類（研究成果報告書概要、事後評価結果）及び評価意見書等に基づき、評価コメント票を作成する。

③ 各小委員会の評価

各小委員会は、自己評価書、関係書類（研究成果報告書概要、事後評価結果）、評価意見書及び評価コメント票等に基づき、評価を行う。

(3) 合議の進め方

① 各小委員会

各小委員会は、書面評価を行った研究課題について、「(4)評価に当たっての着目点(a)～(c)」の各要素に着目し、合議により追跡評価の所見案を作成する。

② 運営小委員会

運営小委員会は、追跡評価の所見案について合議を行い、追跡評価の所見を決定し、その結果を委員会に報告する。

(4) 評価に当たっての着目点及び評価基準

(a)　当該研究課題の研究期間終了後、研究代表者等の研究は順調に発展し、また、研究代表

者等によって新たな発見・知見は生み出されているか。

ただし、研究期間終了後における研究代表者等の研究環境の変化（例えば退職）等の事情により研究が進めにくい状況も想定されるため、そのような状況が確認できる場合にあっては、評価の際に配慮する。

・研究の発展の程度はどうか。

・新たな発見・知見は生み出されているか。

区分	評　価　基　準
A＋	格段に発展を遂げ、新たな発見・知見が生み出されている
A	順調に発展している
B	順調な発展とは考えにくい

(b)　研究成果は、他の研究者に活用されているか。

・学界への貢献度はどうか。

・論文の引用状況はどうか。

区分	評　価　基　準
A＋	他の研究者に対し絶大な貢献がある
A	他の研究者に対し十分な貢献がある
B	他の研究者に対する貢献度は低い

(c)　研究成果の社会還元等の状況はどうか。

・研究成果は社会還元されているか。

・研究計画に関与した若手研究者は成長しているか。

区分	評　価　基　準
A＋	社会還元、若手研究者の育成に大いに貢献している
A	社会還元、若手研究者の育成のいずれかに貢献があった
B	社会還元、若手研究者の育成に対する貢献はあまりない

（追跡評価結果の開示等）

第25条　追跡評価結果は、各評価者及び評価協力者の個別評価結果が特定されないように配慮した上で、各部会における評価の所見を研究代表者に開示するとともに、独立行政法人日本学術振興会ホームページ等により公表する。

2　評価の所見の公表にあたっては、特許権等の知的財産権の保護に配慮する。

別添１

科学研究費委員会組織図

- 日本学術振興会理事長
  - 科学研究費委員会
    - 審査・評価第一部会（特別推進研究）
      - 運営小委員会
        - 人文社会系小委員会
        - 理工系小委員会
        - 生物系小委員会
    - 審査・評価第二部会（基盤研究（Ｓ））
      - 運営小委員会
        - 情報学小委員会
        - 環境学小委員会
        - 複合領域Ⅰ小委員会
        - 複合領域Ⅱ小委員会
        - 人文学・社会科学小委員会
        - 総合理工小委員会
        - 数物系科学小委員会
        - 化学小委員会
        - 工学Ⅰ小委員会
        - 工学Ⅱ小委員会
        - 総合生物小委員会
        - 生物学小委員会
        - 農学小委員会
        - 医歯薬学Ⅰ小委員会
        - 医歯薬学Ⅱ小委員会
    - 審査第一部会（基盤研究（Ａ）、基盤研究（Ｂ）、若手研究（Ａ）、国際共同研究加速基金（帰国発展研究））
      - 運営小委員会
        - 情報学小委員会
        - 環境学小委員会
        - 複合領域Ⅰ小委員会
        - 複合領域Ⅱ小委員会
        - 哲学小委員会
        - 文学小委員会
        - 史学小委員会
        - 法学小委員会
        - 経済学小委員会
        - 社会学・心理学・教育学小委員会
        - 総合理工小委員会
        - 数物系科学小委員会
        - 化学小委員会
        - 工学小委員会
        - 総合生物小委員会
        - 生物学小委員会
        - 農学小委員会
        - 医歯薬学Ⅰ小委員会
        - 医歯薬学Ⅱ小委員会
        - 海外学術調査人文科学系小委員会
        - 海外学術調査社会科学系小委員会
        - 海外学術調査理工系小委員会
        - 海外学術調査生物系小委員会
    - 審査第二部会（基盤研究（Ｃ）、挑戦的萌芽研究、若手研究（Ｂ）、特別研究員奨励費）
      - 運営小委員会
        - 情報学小委員会
        - 環境学小委員会
        - 複合領域Ⅰ小委員会
        - 複合領域Ⅱ小委員会
        - 哲学小委員会
        - 文学小委員会
        - 史学小委員会
        - 法学小委員会
        - 経済学小委員会
        - 社会学・心理学・教育学小委員会
        - 総合理工小委員会
        - 数物系科学小委員会
        - 化学小委員会
        - 工学小委員会
        - 総合生物小委員会
        - 生物学小委員会
        - 農学小委員会
        - 医歯薬学Ⅰ小委員会
        - 医歯薬学Ⅱ小委員会
        - 複数細目小委員会
        - 総合系複数細目小委員会
        - 人文社会系複数細目小委員会
        - 理工系複数細目小委員会
        - 生物系複数細目小委員会
    - 審査第三部会（研究活動スタート支援）
      - 運営小委員会
        - 人文学小委員会
        - 社会科学小委員会
        - 数物系科学・化学小委員会
        - 工学小委員会
        - 生物学・農学小委員会
        - 医歯薬学Ⅰ小委員会
        - 医歯薬学Ⅱ小委員会
        - 医歯薬学Ⅲ小委員会
    - 奨励研究部会（奨励研究）
      - 運営小委員会
        - 人文社会系小委員会
        - 理工系小委員会
        - 生物系小委員会
    - 成果公開部会（研究成果公開発表、国際情報発信強化、学術図書、データベース）
      - 運営小委員会
        - 国際情報発信強化小委員会
        - 人文科学系小委員会
        - 社会科学系小委員会
        - 理工系小委員会
        - 生物系小委員会
    - 特設分野研究部会（基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」））
      - 運営小委員会
        - ネオ・ジェロントロジー小委員会
        - 連携探索型数理科学小委員会
        - 食料循環研究小委員会
        - 紛争研究小委員会
        - 遷移状態制御小委員会
        - 構成的システム生物学小委員会
        - グローバル・スタディーズ小委員会
        - 人工物システムの強化小委員会
        - 複雑系疾病論小委員会

別添２

科学研究費助成事業配分方式

（基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」）、「奨励研究」、「研究成果公開促進費」、「特別研究員奨励費」を除く。）

○基盤研究（Ｓ・Ａ・Ｂ）、若手研究（Ａ）、研究活動スタート支援の各専門分野毎の配分枠

$$（B－A）\times \frac{a+b}{2}$$

（注）要素：Ａ＝当該研究種目（審査区分）の継続の研究課題の本年度分の内約額
Ｂ＝当該研究種目（審査区分）の本年度配分予定額
ａ＝当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（Ｃ）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究経費（継続研究課題の増額申請分を含む）（Ｄ）の構成比〔Ｄ／Ｃ〕
ｂ＝当該研究種目（審査区分）の本年度新規応募研究課題数（Ｅ）に対する当該専門分野に係る本年度新規応募研究課題数（Ｆ）の構成比〔Ｆ／Ｅ〕

○基盤研究（Ｃ）、挑戦的萌芽研究、若手研究（Ｂ）、国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の各専門分野毎の配分枠

$$A \times \frac{a+b}{2}$$

（注）要素：Ａ＝当該研究種目の全研究期間の配分予定額
ａ＝当該研究種目の全研究期間の新規応募研究経費（Ｃ）に対する当該専門分野に係る全研究期間の新規応募研究経費（Ｄ）の構成比〔Ｄ／Ｃ〕
ｂ＝当該研究種目の新規応募研究課題数（Ｅ）に対する当該専門分野に係る新規応募研究課題数（Ｆ）の構成比〔Ｆ／Ｅ〕

別添３

基盤研究（Ｓ）の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する評価を行った上で、絶対評価による総合評点を付すこととします。
なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、合議審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち書面審査結果の開示を希望した者にも開示します。

合議審査では、書面審査における評点及び審査意見等を基にヒアリング研究課題を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。
研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

「基盤研究（Ｓ）」の性格は、特に国際的な水準から見て一定の評価を得ている一人又は比較的少人数の研究者で組織する研究計画であって、国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究を支援することです。したがって、書面審査では、以下に述べる６つの要素を中心に評価を行い、それに基づく、研究課題の採否に関する各審査委員の判断を合議審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

ｉ評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）基盤研究（Ｓ）としての妥当性及び研究環境の適切性　（「研究目的」、「研究計画・方法」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信

する方法」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「研究業績」欄など）

・国際的にさらに高い評価を得る可能性がある研究計画であるか。
・研究代表者及び研究分担者は国際的に卓越した実績を挙げているか。
・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。
・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究課題の学術的重要性・妥当性　（「研究経費」、「研究目的」欄など）

・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
・研究期間は妥当なものか。
・経費配分は妥当なものか。
・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④業として行う受託研究

（「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当）

・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。
　なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（４）研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（５）研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。

・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（６）研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄及び「平成２６年度又は平成２７年度研究進捗評価結果表」）（該当する研究課題のみ）

・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

評点区分	評　定　基　準
4	更に格段の発展が期待できる
3	更に発展が期待できる
2	更なる発展はあまり期待できない
1	更なる発展はほとんど期待できない
―	研究進捗評価を受けた研究課題との関連性はない別個の研究課題である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、絶対評価により５段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準
５	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき
４	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき
３	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい
２	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い
１	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である
ー	利害関係があるので判定できない

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

また、基盤研究（Ｓ）においては、ヒアリング審査を行うため、総合評点に「５」または「４」を付す研究課題については、ヒアリング時に研究計画・方法などについて専門的立場から研究代表者に確認したほうがよい点も「審査意見」欄に記入してください。

（参考）平成２７年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究（Ｓ）　　１３．２％

ii　その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２７年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）
基盤研究（Ｓ）　　７６．７％

ⅲ　留意事項

（１）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、第１段審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。
また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（２）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

（３）「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

別添４

基盤研究（Ａ・Ｂ・Ｃ）（審査区分「一般」）、若手研究（Ａ・Ｂ）の第１段審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

第１段審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、５段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、第２段審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち第１段審査結果の開示を希望した者にも開示します。

第２段審査では、第１段審査における総合評点の素点とＴスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

「基盤研究」や「若手研究」の性格は、研究者が、これまでの研究経過等を踏まえ、さらに研究を発展させ、大きな成果を挙げられるよう支援することです。したがって、第１段審査では、以下に述べる６つの要素を中心に評価を行い、それに基づく、研究課題の採否に関する各審査委員の判断を第２段審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

ｉ　評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）研究課題の学術的重要性・妥当性　（「研究経費」、「研究目的」欄など）

・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
・研究期間は妥当なものか。
・経費配分は妥当なものか。
・研究代表者が職務として行う研究、または別に行う研究がある場合には、その研究内容との関連性及び相違点が示されているか。
・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④業として行う受託研究

（「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当）

・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（４）研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。

・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（５）研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。

・複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての研究遂行能力は充分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。

・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。

・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（６）研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄及び「平成２６年度又は平成２７年度研究進捗評価結果表」）（該当する研究課題のみ）

・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

評点区分	評　定　基　準
4	更に格段の発展が期待できる
3	更に発展が期待できる
2	更なる発展はあまり期待できない
1	更なる発展はほとんど期待できない
―	研究進捗評価を受けた研究課題との関連性はない別個の研究課題である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	１０％
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	２０％
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
―	利害関係があるので判定できない	―

〔審査意見の記入〕

第２段審査において、第１段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

（参考）平成２７年度新規採択研究課題の採択率

基盤研究（A）（一般）	２３．５％
基盤研究（B）（一般）	２３．５％
基盤研究（C）（一般）	２９．８％
若手研究（A）	２２．４％
若手研究（B）	２９．９％

ii　その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２７年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）

基盤研究（A）（一般）	７０．２％
基盤研究（B）（一般）	６９．３％
基盤研究（C）（一般）	７３．９％
若手研究（A）	６３．８％
若手研究（B）	６２．４％

iii　留意事項

（１）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、第一段審査の評価

項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（２）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、第２段審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第１段審査においては考慮しないでください。

（３）「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、第２段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第１段審査においては考慮しないでください。

別添６

基盤研究（Ａ・Ｂ）（審査区分「海外学術調査」）の
書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、５段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、合議審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち書面審査結果の開示を希望した者にも開示します。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とＴスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

ｉ　評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）研究課題の学術的重要性・妥当性　（「研究経費」、「研究目的」欄など）

・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）海外学術調査としての妥当性（「研究目的」、「研究計画・方法」、「重複応募」欄）

・研究の対象及び方法において、主たる目的が、国外におけるフィールド調査、観測又は資料収集を行う研究であるか。（フィールド調査等を主たる目的としない研究の場合は海外学術調査に当たらない。）

・基盤研究「一般」に応募している場合、明らかに研究目的や研究計画・方法が異なり、かつ、同一年度内に行う必要があるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。

・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。

・研究期間は妥当なものか。

・経費配分は妥当なものか。

・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画

②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）

④業として行う受託研究

（「研究計画最終年度前年度の応募研究課題」のみ該当）

・研究計画最終年度前年度の応募研究課題については、研究が当初計画どおり順調に推進された上で、その成果が今回再構築された研究計画に十分生かされているか。また、今回応募された研究を推進することによって、格段の研究発展が見込まれるものであるか。

なお、研究課題の審査にあたっては、新規応募研究課題と同一の基準で行ってください。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（４）研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（５）研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。

・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（６）研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

・これまでに受けた研究費とその研究経過・研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。

・複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての研究遂行能力は充分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。

・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等・研究資料等、研究環境は整っているか。

・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（７）研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性（「研究計画と研究進捗評価を受けた研究課題の関連性」欄及び「平成２５年度又は平成２６年度研究進捗評価結果表」）（該当する研究課題のみ）

・研究進捗評価結果を踏まえ、更に発展することが期待できるものとなっているか。

評点区分	評　定　基　準
4	更に格段の発展が期待できる
3	更に発展が期待できる
2	更なる発展はあまり期待できない
1	更なる発展はほとんど期待できない
―	研究進捗評価を受けた研究課題との関連性はない別個の研究課題である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	１０％
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	２０％
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
―	利害関係があるので判定できない	―

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心と

した審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成２６年度新規採択研究課題の採択率
基盤研究（Ａ）（海外学術調査）　２２．１％
基盤研究（Ｂ）（海外学術調査）　２１．５％

ii　その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。
なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２６年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）
基盤研究（A）（海外学術調査）　６８．８％
基盤研究（B）（海外学術調査）　６６．８％

iii　留意事項

（１）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメ

ント」欄に記入してください。
　また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（２）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

　他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

（３）「エフォート」欄の取扱いについて

　エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

別添６

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の第１段審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

第１段審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、５段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。
なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、第２段審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち第１段審査結果の開示を希望した者にも開示します。

第２段審査では、第１段審査における総合評点の素点とＴスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。
研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

国際共同研究加速基金（帰国発展研究）の性格は、日本国外の研究機関に所属する日本人研究者が、これまでの研究経過等を踏まえ、日本を主たる拠点として、さらに研究を発展させ、大きな成果を挙げられるよう支援することです。したがって、第１段審査では、以下に述べる５つの要素を中心に評価を行い、それに基づく、研究課題の採否に関する各審査委員の判断を第２段審査を行う審査委員に的確に示すことを念頭に審査を行ってください。

i　評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）研究課題の学術的重要性・妥当性　（「研究経費」、「研究目的」欄など）

・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
・研究期間は妥当なものか。
・経費配分は妥当なものか。
・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④業として行う受託研究

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（４）研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。

・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（５）研究遂行能力の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。

・日本を主たる拠点として活動するまでの間に必要な準備を進めているか。

・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、研究種目・区分ごとに担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
５	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	１０％
４	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	２０％
３	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
２	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
１	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
－	利害関係があるので判定できない	－

〔審査意見の記入〕

第２段審査において、第１段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

ii　その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

ⅲ　留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、第一段審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。
また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

別添７

挑戦的萌芽研究の第１段審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

「挑戦的萌芽研究」は、独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究を支援することを目的としており、「基盤研究」や「若手研究」などの研究種目とは明確に異なる性格を持ったものです。

「基盤研究」や「若手研究」では、応募者が研究期間内に自らの研究を進め、多くの研究成果を上げることが重要になりますが、「挑戦的萌芽研究」では、確実に研究成果をあげる可能性の高さを重視するのではなく、当該研究が、「リスクは高いかもしれないが斬新なアイディアやチャレンジ性に富むものであるかどうか」を重視して評価してください。

「挑戦的萌芽研究」では、応募者の研究実績は問いません。よって、応募者が当該研究の実現可能性を説明するために、専門分野における背景、問題点を十分に把握するとともに、よく錬られた研究計画を立てているかどうかをよく見てください。

第１段審査においては、各研究課題について、挑戦的萌芽研究としての妥当性等に関する個別の３つの評定要素に関する絶対評価を行った上で、総合評点を４段階の絶対評価で付すとともに、総合評点の最上位の研究課題について２段階の相対評価を行います。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、第２段審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち第１段審査結果の開示を希望した者にも開示します。

第２段審査においては、第１段審査において最上位の研究課題に付された相対的な２段階評価の結果を重視しつつ、４段階の絶対評価及び個別の評定要素の評点並びに審査意見等を適切に勘案して、研究課題の検討を行います。

なお、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

ｉ　評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）「挑戦的萌芽研究」としての妥当性（「研究目的」、「研究の斬新性・チャレンジ性」欄）

・明確に斬新なアイディアやチャレンジ性を有する研究課題となっているか。
・下記のような例示を含め、「挑戦的萌芽研究」としての性格付けが明確に行われており、この種目に相応しい研究課題となっているか。
①新しい原理の発見や提案を目的とした研究
②学術上の突破口を切り拓くと期待される斬新な着想や方法論の提案
③学界の常識を覆す内容で、成功した場合、卓越した成果が期待できる研究

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究課題の波及効果（「研究目的」、「研究の斬新性・チャレンジ性」、「研究計画・方法」欄）
・当該分野もしくは関連分野の研究進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
・将来的に、科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与える革新的なインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）
・研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものとなっているか。
・研究計画・方法に照らして、研究期間は妥当なものか。
・研究計画・方法に照らして、研究経費の配分は妥当なものか。
・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。
①単に既成の研究機器の購入を目的とした研究計画
②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④業として行う受託研究

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各研究課題について、上記の評定要素に関する評価結果を参考にして総合評価をしてください。

総合評点は、まず下表１の評定基準に基づいて、絶対評価による４段階評価を行い、全ての研究課題の評価終了後、下表２の評定基準に基づいて、全ての研究課題のうち、相対評価により上位の研究課題について２段階（「ＡＡ」又は「Ａ」）の評価を行ってください。なお、審査の公平性の観点から、相対評価（「ＡＡ」又は「Ａ」）の評価を行う研究課題数をあらかじめ定めておりますので、その数に従い評価を行ってください。

また、「利害関係」にあたる研究課題の場合は、「審査意見」欄に理由を記入してください。

表１

評点区分	評定基準（絶対評価）
４	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき
３	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき
２	優れた研究内容を含んでおり、余裕があれば採択してもよい
１	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である
－	利害関係があるので判定できない

表２

評定区分	評定基準（相対評価）
ＡＡ	上位５％の研究課題
Ａ	上位６～２５％の研究課題

〔審査意見の記入〕

第２段審査において、第１段審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

なお、審査意見を記入していなければ、評点を採用しない場合があります。

ii　その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２７年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）
挑戦的萌芽研究　　５７．９％

iii　留意事項

（１）　「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、第一段審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。
また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（２）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、第２段審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第１段審査においては考慮しないでください。

（３）「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、第２段審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、第１段審査においては考慮しないでください。

研究活動スタート支援の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、５段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。
なお、各評定要素ごとに行う絶対評価において、「２　やや不十分である」又は「１　不十分である」を付した場合には、当該評定要素のいずれの項目について「やや不十分である」又は「不十分である」と判断したか、その理由を選択することとします。この選択された項目については、合議審査において審査委員に示すとともに、不採択者のうち書面審査結果の開示を希望した者にも開示します。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点とＴスコア（平均点と標準偏差により審査委員ごとの素点のばらつきを補正した数値）化した評点を基に、個別の評定要素の評点や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。
研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

研究活動スタート支援は、前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援することにより、将来の発展が期待できる優れた着想を持つ研究課題の支援を行うものですので、研究活動のスタートに資するものであるか評価してください。

ｉ評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）研究課題の学術的重要性・妥当性　（「研究経費」、「研究目的」欄など）
・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。

・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
・研究期間は妥当なものか。
・経費配分は妥当なものか。
・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④業として行う受託研究

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（４）研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（５）研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究業績」、「研究略歴」、「現在の研究環境」欄など）

・これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。

・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備等、現在の研究環境は適切であるか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記の評定要素に関する評価結果を参考にするとともに、研究活動スタート支援としての妥当性も考慮して、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
5	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	１０％
4	優れた研究提案であり、積極的に採択すべき	２０％
3	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
2	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
1	採択するには研究内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
－	利害関係があるので判定できない	－

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成２７年度新規採択研究課題の採択率

研究活動スタート支援　　２５．０％

ii　その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の適切性（該当する研究課題のみ）及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

（１）今回応募する研究計画の独自性（「他に参画する研究プロジェクト等がある場合における今回応募する研究計画の独自性」欄）

本研究種目は、前年秋の募集時期に応募できなかった研究者が一人で行う研究計画であって、その研究活動のスタートを支援するものです。したがって、応募者に他に参画している（または参画を予定している）研究プロジェクト等があり、今回応募する研究計画が、その研究プロジェクト等と関連があり、かつその一部として行われるに等しいものであれば、本研究種目の目的である「研究活動のスタート」に資するものであるとは言えません。

一方において、今回応募する研究計画が、他に参画する研究プロジェクト等と関連がある場合であっても、独自の観点から主体的に行われるもので、研究活動のスタートに資するものであれば、本研究種目の目的に抵触するものではありません。

したがって、応募者に他に参画する研究プロジェクト等があり、今回応募する研究計画と関連がある場合には、今回応募する研究に関し、独自の観点から主体的に行われることが明らかであるかどうかについて、下記の評定区分によりいずれかの評定をしてください。

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に必ず具体的に記入してください。

評定区分	評　定　基　準
（空白）	問題ない
×	他に参画する研究プロジェクト等との関連において、応募研究課題は独自の観点から主体的に行われる研究としては疑問な点がある

（２）研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に必ず具体的に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２７年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）
研究活動スタート支援　　７７．４％

iii　留意事項

（１）　「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。
また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（２）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては確認程度にとどめ、必要に応じ、意見等を「コメント」欄に記入してください。

（３）「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。

奨励研究の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち奨励研究は、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼稚園・専修学校の教員、教育委員会の所管に属する教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者（大学等の研究機関の常勤の研究者等を除く。）が１人で行う研究で、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究（商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）及び業として行う受託研究を除く。）を助成し奨励するものです。

したがって、配分審査にあたっては、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素を考慮した上で、最終的に、３段階による評価を付すこととします。

合議審査では、書面審査における評定結果を基に、個別の評定要素の評定結果や応募状況等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

さらに、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

ｉ　評定基準

〔評定要素〕

１）研究内容

【研究目的の明確さ】

研究目的は広い領域を包括するような漠然としたものではなく、具体的な目標が明確に設定されているか。

【研究の特色】

研究内容や研究計画にユニークな発想や視点が含まれているか。

【研究の意義】

当該研究課題の遂行が教育的・社会的意義を有しているか。

特に、教育関係者の応募研究課題については、研究内容の先端性にとらわれず、学校教育の改善に資する点等を評価する。

【当該学問分野、関連学問分野及び新しい学問分野への貢献度】

・当該学問分野、関連学問分野への貢献が期待できるか。

・新しい学問分野の開拓及び進展が期待できるか。

２）研究計画

【研究計画の妥当性】

研究計画は十分に練られ、その進め方が着実なものとなっており、当該研究の目的を達成するために適切であるか。

【研究遂行の能力】

研究代表者の研究業績等にかんがみ、その研究を遂行し、所期の成果をあげることが期待できるか。

〔総合評点〕

各研究課題の採択について、上記１）及び２）の各評定要素に着目しつつ、総合的な判断のうえ、評点区分によりいずれかの評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する研究課題全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当研究課題数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「コメント」欄に理由を記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
A	非常に優れた研究提案であり、最優先で採択すべき	２０％
B	優れた研究内容を含んでおり、採択してもよい	２０％
C	採択するには研究内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	６０％
－	利害関係があるので判定できない	－

評点を付す際、大学等の研究機関で行われないような教育的・社会的意義を有する研究を助成し、奨励するものであることに十分配慮してください。

（参考）平成２７年度新規採択研究課題の採択率
奨励研究　　１７．９％

〔コメントの記入〕

合議審査において重要になりますので、総合評点を付すとともに、研究課題に対する審査意見を「コメント」欄に記入してください。

ii　その他の評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、奨励研究としての適切性及び研究経費の妥当性についても、適宜、評価を行ってください。

〔奨励研究としての適切性〕

応募のあった奨励研究としての適切性については、以下の点を考慮し、下記の評定区分により、いずれかの評定をしてください。

・企業の職員が応募者の場合は、業として行う研究との違いが明確であり、学術の振興に寄与する研究であるか。（業として行う研究は補助対象にならない。）

評定区分	評　定　基　準
（空白）	問題ない
△	奨励研究としてややふさわしくない点がある
×	奨励研究としてふさわしくない

なお、「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を「コメント」欄に記入してください。

〔研究経費の妥当性〕

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性について、以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。
なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・購入を計画している設備備品等は研究計画上真に必要なものであるか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を越えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。
・単に既製の研究機器の購入を目的とする研究や、外国旅費の取得を目的としたものではないか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２７年度配分状況（採択研究課題の平均充足率）
奨励研究　　５８．５％

iii　留意事項

「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち、研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の発信及びデータベースの作成・公開について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

研究成果公開促進費（国際情報発信強化）は、学術刊行物（研究者の研究成果を発表する媒体であって、質の保証のための組織的な体制が取られ、一貫したタイトルを付して刊行されるもの）の発行における国際情報発信力の強化の取組について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。

国際情報発信強化の書面審査においては、各応募成果公開について、各評定要素に関する絶対評価を行った上で、最終的に、５段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

なお、各評定要素ごとに行う絶対評価の審査結果については、応募成果公開の平均点及び各応募区分において採択された応募成果公開の平均点を開示します。

国際情報発信強化（A）及びオープンアクセス刊行支援の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、ヒアリング成果公開を選定し、ヒアリングの結果等に基づき、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。
国際情報発信強化（B）の応募区分においては、合議審査で、書面審査における評点及び審査意見等を基に、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。
分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、当該種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだし、学術の国際交流に寄与するよう、適切な評価を行ってください。
なお、利害関係にある者が関与している応募成果公開（第８条の二参照）の審査は行わないでください。

ｉ 評定基準

〔評定要素〕（　）内は、計画調書における参照箇所を指します。

（１）国際情報発信強化への目標及び評価指標の適切性（「国際情報発信強化の取組の目標・評価指標」、「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）

・目標及び評価指標（中間及び終了時）は具体的に示されているか。
・目標は国際情報発信の強化、実現が期待できるものか。

・評価指標は改善状況を評価できる適切なものか。
・英文以外の言語での応募の場合、当該言語で発行する妥当な理由となっているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（２）国際情報発信の取組の内容及び実施計画の妥当性（「国際情報発信強化の取組の概要」「国際情報発信強化の取組の実施計画・方法」欄など）

・取組の内容は、これまでの取組と異なる新たなものとなっているか。
・各年度の実施計画・方法は、目標を達成するために十分練られたものになっているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

（３）新たな取組の準備状況の妥当性（「新たな取組の準備状況」欄など）

・新たな取組の実施に向け十分な準備がなされているか。
・新たな取組の実施が可能な体制が整備されているか。

評点区分	評　定　基　準
4	優れている
3	良好である
2	やや不十分である
1	不十分である

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に関する評価結果を参考に、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、絶対評価を基本としつつも、担当する成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「利害関係」にあたる応募成果公開の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

複数の学術団体の取組については合議審査の段階で配慮しますので、書面審査においては配慮しないでください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
５	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	１０％
４	優れた提案であり、積極的に採択すべき	２０％
３	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
２	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
１	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
－	利害関係があるので判定できない	―

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii　評定の前提となる基本的な評価項目

上記の評定基準に基づいた総合評価のほかに、下記の項目についても評価を行ってください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

（１）学術的価値と質の確保（「国際情報発信強化の取組の概要」欄など）

①学術的価値の確保

・刊行される学術刊行物は、重要な学術研究の成果の発信という「国際情報発信強化」の目的・性格に照らし、学術的価値が確保されたものであるか。

評定区分	評　　定　　基　　準
（空白）	学術的価値が確保されている
×	学術的価値が確保されていない

②質の確保

・レフェリー制等により質の保証された原著論文が迅速かつ積極的に発信されているか。

評定区分	評　　定　　基　　準
（空白）	質が確保されている
×	質が確保されていない

（２）補助要求額の妥当性（「補助要求額」、「明細」、「補助要求額の妥当性・必要性」欄など）

・経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　　定　　基　　準
（空白）	補助要求額に近い配分額が望ましい
△	補助要求額より減じた配分額が望ましい
×	補助要求額等に問題がある

（３）学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況（「経理管理事務体制」、「監査体制」欄）

・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。

・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評　　定　　基　　準
（空白）	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。

研究成果公開促進費の書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）のうち研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募成果公開について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

書面審査においては、各応募成果公開について、以下の個別の評価項目及び評定要素に着目しつつ、最終的に、５段階による総合評点を付すこととします。
合議審査では、書面審査における総合評点の素点と平均点を基に、個別の評定要素や応募状況等を適切に勘案して、成果公開の採否及び経費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す応募成果公開は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た成果公開である必要はありません。
分野の特性など、研究成果の公開の多様性に配慮しつつ、各種目の性格に合った重要な成果公開を幅広く見いだし、学術の発展に寄与するよう、適切な評価を行ってください。

なお、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募成果公開（第８条の二参照）の審査は行わないでください。

ｉ 応募要件に係る評価項目

〔評価項目〕　（　）内は、計画調書における参照箇所を示します。

(1)「データベース」における事項

【競争入札に係る取組状況】

（「競争入札に係る実施又は準備の状況」欄）
各応募成果公開について、科研費の効率的な執行の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。なお、「×」の評定を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・　一定額を超える契約の締結を要するものについて、契約の相手方を選定するに当たり、一般競争入札の実施又は実施に向けての十分な取り組みがなされているか。

評定区分	評　定　基　準
（空白）	一般競争入札により契約の相手方を既に選定済みである。 契約の相手方を選定するにあたり、一般競争入札の実施に向けての準備がなされている。
×	契約の相手方を一般競争入札によらず選定した、又はする計画となっている。

(2)「研究成果公開発表」、及び学術団体等が作成する「データベース」における共通事項

【学術団体等組織における経理管理及び監査体制の整備状況】

(「経理管理事務体制」、「監査体制」欄)

各応募成果公開について、科研費の適正な管理の実施の観点から、以下の点を考慮し、下記の評定区分により評定をしてください。なお、「×」の評定を付す場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・交付された科研費を適正に管理するに十分な経理管理事務体制が整備されているか。
・内部監査又は外部監査を行うなどにより、学術団体等組織における監査体制が整備されているか。

評定区分	評　定　基　準
(空白)	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されており、科研費を交付しても適正な管理ができる。
×	学術団体等組織における経理管理事務及び監査体制が整備されているとはいえず、科研費の交付先として適さない。

ii 評定基準

〔評定要素〕

(1)　研究成果公開発表

①研究成果公開発表 (B)

【シンポジウム・学術講演会等の目的、内容、対象、応募条件】

「シンポジウム・学術講演会等の目的」、「シンポジウム・学術講演会等の内容」、「シンポジウム・学術講演会等の対象」、「シンポジウム・学術講演会等が及ぼす効果」、「過去３年間に実施した青少年・社会人対象のシンポジウム・学術講演会等開催状況」欄など

・過度に専門的ではなく、参加対象に応じたテーマ、内容であるか。
・小・中・高校生を対象としているものは優先すること。
・分野、開催地が偏らないようにすること。

②研究成果公開発表 (C)

【国際シンポジウム・国際会議等開催の目的、内容、対象、応募条件】

「国際シンポジウム・国際会議等開催の目的」、「国際シンポジウム・国際会議等の概要」、「国際シンポジウム・国際会議等のプログラム内容」、「国際シンポジウム・国際会議等における外国人演者の氏名及び主な業績」、「国際シンポジウム・国際会議等開催の準備状況」、「学会の国際的活動」、「国際シンポジウム・国際会議等の実績」、「共催の有無について」欄など

・我が国と世界の研究者に研究交流の場を提供するテーマ、内容であるか。
・特に単年度計画のものについては、準備期間が十分取られており、かつ補助の必要性が高いと認められるか。
・同一学会に集中しないようにすること。

・国際会議の一環として、青少年や一般社会人を対象としたシンポジウムが含まれているものは優先すること。
・日本学術会議の「共同主催国際会議」に採択されているものではないこと。

(2)　**学術図書**

【刊行の目的】（「刊行物の内容（概要）」、「刊行の目的及び意義」欄など）

- 「刊行のみ行うもの」にあっては、学術研究の成果を公開するために刊行するものであるか。
- 「翻訳・校閲の上、刊行するもの」にあっては、我が国の優れた学術研究成果を広く海外に提供するため、日本語で書かれた論文を外国語に翻訳・校閲の上刊行するものであるか。

【学術的価値等】

（「刊行物の内容（概要）」、「本刊行物が学術の国際交流に対して果たす役割」欄など）

- 学術的価値が高いもの（特に独創的または先駆的なもの）、又は学術の国際交流に重要な役割を果たすものであるか。

【刊行の意義】

（「刊行の目的及び意義」、「本刊行物を当該年度（又は翌年度）に刊行する意義」欄など）

- 当該学術図書が出版予定年度に刊行されることの意義はあるか。

【応募条件】　（「刊行物の内容（概要）」、「補助金を必要とする理由」欄など）

- 応募の条件を満たしているか。

なお、次のいずれかに該当する学術図書は、応募条件を満たしていない（公募の対象としていない）ものである。

ア）既に類似の成果が刊行されているもの
イ）既に学術誌等を通じて公表されている論文を単に集成し、刊行するもの
ウ）学術研究の成果とは言い難いもの
エ）大学、研究所等の研究機関及び学術団体等がその事業として翻訳・校閲・刊行すべきもの
オ）出版社等の企画によって刊行するもの
カ）市販しないもの
キ）十分に市販性があるもの
ク）翻訳者・校閲者又は出版社等への原稿渡しが、事業開始年度の４月１日より前のもの

(3)　**データベース**

【学術的価値、応募条件】

（「対象分野」、「データベースの概要」、「データベースの種類・性格」、「データベース作成計画」欄など）

- 学術的価値が高いものであるか。

・　以下の応募条件を全て満たすものであるか。

ア）我が国の学術研究動向を踏まえ、次のいずれかの分野に属するものであること。

ａ）　データベース化が国際的にも期待されている分野

ｂ）　国内においてデータベース化する必要のある分野

ｃ）　国際的・国内的に同様な内容のデータベースが存在しない分野

ｄ）　データベース化について我が国に協力を求められている分野

イ）データベース化するためのデータの収集、評価及びそのデータベース化の作業等について、作成組織及び技術的方式が確立していること。

ウ）当該データベースにより、広く関係研究者等に情報提供サービスを行う方策が確立しており、公開計画が明確であること。

エ）データ容量、所要経費が相当量（額）以上であること。

【有用性、公開利用状況等】

（「公開状況」、「公開方法」、「データベース公開の具体的方法」、「公開利用件数（アクセス数）の推移」、「想定している利用対象者及び想定される利用内容」、「利用者からのアクセスを簡便にするための工夫」欄など）

・　利用対象者及びその利用内容等を踏まえ､有用性が高いと判断できるものであるか。

・　相応の公開利用件数である等、研究成果の公開・普及に資するものであるか。

・　公開利用状況を促進するための取り組みがなされているか。

【データベース作成計画の進捗状況】

（「データベース作成計画」、「入力予定データ量」欄など）

・　複数年度の内約を受けている「重点データベース」については、データベース作成計画が順調に進捗しているものであるか。

〔総合評点〕

各成果公開の採択について、上記の各評定要素に着目しつつ、下表の基準に基づいて、５段階評価を行い、総合評点を付してください。

その際、種目・区分ごとに担当する応募成果公開全体の中で、下表右欄の評点分布を目安として評点を付すこととし、評点の偏った評価とならないようにしてください。（担当成果公開数が少ない場合は、この限りではありません。）

なお、「－」を付すのは、「利害関係」にあたる応募成果公開のみとします。その場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

また、「×」を付すのは、応募条件を満たしていないと判断する場合とし、どの条件を満たしていないかを「審査意見」欄に記入してください。

評点区分	評　定　基　準	評点分布の目安
５	非常に優れた提案であり、最優先で採択すべき	１０％
４	優れた提案であり、積極的に採択すべき	２０％
３	優れた内容を含んでおり、採択してもよい	４０％
２	採択するには内容等にやや不十分な点があり、採択の優先度が低い	２０％
１	採択するには内容等に不十分な点があり、採択を見送ることが適当である	１０％
－	利害関係があるので判定できない	－
×	応募条件を満たしていない	－

〔審査意見の記入〕

合議審査において、書面審査の結果を適切に反映させるために、審査意見は非常に重要です。

「審査意見」欄には、すべての応募成果公開について、当該成果公開の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

（参考）平成２７年度新規採択成果公開の採択率

研究成果公開発表	５０．５％
学術図書	３８．５％
データベース	４３．９％

ⅲ　その他の評価項目

〔経費の妥当性〕

各応募成果公開について、科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、下記の各評定要素に着目しつつ、補助要求額及び経費の妥当性・必要性について、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

(1)「研究成果公開発表（Ｂ）」

【経費の妥当性】

（「応募経費」欄など）

- 計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
- 補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(2)「研究成果公開発表（Ｃ）」
【経費の妥当性】

(「平成２８年度開催経費」「平成２８年度準備経費」「平成２９年度準備及び開催経費」欄など)

・　計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
・　補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

(3)「データベース」
【経費の妥当性】

（「入力予定データ量」、「データベースの作成に直接必要となる経費」、「平成２８年度補助要求額の明細」欄など）

・　作成計画及び必要経費を踏まえ、経費の妥当性が高いと判断できるものであるか。
・　補助要求額に補助対象とならない経費は計上されていないか。また、その積算根拠は明確であるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該成果公開の遂行が可能である
○	計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	経費の内容に問題がある

基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」）の
書面審査における評定基準等

科学研究費助成事業（科研費）は、全ての研究分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる学術研究を格段に発展させることを目的とするものです。配分審査にあたって、各審査委員は、応募研究課題について、この目的に大きく寄与するかどうかを適切かつ公正に判断することが求められます。

本審査区分では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が実施しますが、応募件数が多数の場合は、全審査委員で書面審査を実施するのに適切な課題数に絞り込むために事前に選考を行います。

事前の選考及び書面審査においては、各研究課題について、以下の研究内容、研究計画等に関する個別の評定要素を考慮した上で、最終的に４段階による総合評点を相対的な評価に基づいて付すこととします。

合議審査では、書面審査における総合評点の素点等を適切に勘案して、研究課題の採否及び研究費の配分額を決定します。

審査にあたり、高い総合評点を付す研究課題は、必ずしも、全ての個別要素において高い評価を得た研究課題である必要はありません。例えば、特段に独創的、革新的な研究課題ではないが、学術的・社会的に大きな波及効果が期待できるものなどがこれにあたります。

研究分野の特性など、学術研究の多様性に配慮しつつ、幅広く重要な研究を見いだし、学術研究が進展するよう、適切な評価を行ってください。

また、利害関係にある研究者が研究組織に参加している応募研究課題（第８条の一参照）の審査は行わないでください。

「基盤研究」の性格は、研究者が、これまでの研究経過等を踏まえ、さらに研究を発展させ、大きな成果を挙げられるよう支援することです。したがって、書面審査では、以下に述べる５つの要素を中心に評価を行ってください。また、基盤研究（Ｂ・Ｃ）（審査区分「特設分野研究」）では、未開のまま残された重要な分野、技術の長足な進歩によって生まれつつある分野、分野横断的な研究から生まれることが期待される分野として応募された研究課題が対象となることを念頭に審査を行ってください。

i　評定基準

〔評定要素〕　（　）内は、研究計画調書における参照箇所を示します。

（１）研究課題の学術的重要性・妥当性　（「研究経費」、「研究目的」欄など）

・学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。
・研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。
・応募額の規模に見合った研究上の意義が認められるか。

（２）研究計画・方法の妥当性（「研究計画・方法」、「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

・研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。
・研究計画を遂行する上で、当初計画どおりに進まないときの対応など、多方面からの検討状況は考慮されているか。
・研究期間は妥当なものか。
・経費配分は妥当なものか。
・研究代表者が職務として行う研究、または別に行う研究がある場合には、その研究内容との関連性及び相違点が示されているか。
・公募の対象としていない以下のような研究計画に該当しないか。

①単に既製の研究機器の購入を目的とした研究計画
②他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画
③商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）
④業として行う受託研究

（３）研究課題の独創性及び革新性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が認められるか。

（４）研究課題の波及効果及び普遍性（「研究目的」、「研究計画・方法」欄）

・当該研究分野もしくは関連研究分野の進展に対する大きな貢献、新しい学問分野の開拓等、学術的な波及効果が期待できるか。
・科学技術、産業、文化など、幅広い意味で社会に与えるインパクト・貢献が期待できるか。

（５）研究遂行能力及び研究環境の適切性（「研究組織」、「研究計画・方法」、「研究業績」、「これまでに受けた研究費とその成果等」、「今回の研究計画を実施するに当たっての準備状況及び研究成果を社会・国民に発信する方法」欄など）

・これまでに受けた研究費とその研究成果を評価し、これまでの研究業績等から見て、研究計画に対する高い遂行能力を有していると判断できるか。
・複数の研究者で研究組織を構成する研究課題にあっては、組織全体としての研究遂行能力は充分に高いか、また各研究分担者は十分大きな役割を果たすと期待されるか。
・研究計画の遂行に必要な研究施設・設備・研究資料等、研究環境は整っているか。
・研究課題の成果を社会・国民に発信する方法等は考慮されているか。

〔総合評点〕

【事前の選考】

各研究課題について、上記（1）～（5）の評定要素に着目しつつ、特設分野研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って、書面審査に進める研究課題として優先度の高い順に評点「4」から4段階評価を行い、総合評点を付してください。

なお、「利害関係」にあたる研究課題の場合は「審査意見」欄に理由を記入してください。

評点区分	評点分布
4	応募件数に応じて調整
3	
2	
1	
利害関係があるので判定できない	－

【書面審査】

各研究課題の採択について、上記（1）～（5）の評定要素に着目しつつ、特設分野研究としての適切性も考慮し、総合的な判断のうえ、下表右欄に基づき別途示される評点分布に従って4段階評価を行い、総合評点を付してください。

評点区分	評定基準	評点分布
S	最優先で採択すべき	採択予定件数に応じて調整
A	積極的に採択すべき	
B	採択してもよい	
C	上位S～Bに入らないもの	
－	利害関係があるので判定できない	－

〔審査意見の記入〕

基盤研究（B・C）（審査区分「特設分野研究」）では、書面審査と合議審査を同一の審査委員が行いますが、合議審査での議論を深めるためにも、書面審査における審査意見は非常に重要です。

このため、書面審査の「審査意見」欄には、すべての研究課題について、当該研究課題の長所と短所を中心とした審査意見を必ず記入してください。

ii　その他の評価項目

研究経費の妥当性（「研究経費の妥当性・必要性」欄など）

科研費の効果的・効率的配分を図る観点から、研究経費の妥当性・必要性について以下の点を考慮し、明らかな判断がある場合は、下記の評定区分により、評定をしてください。

なお、「△」又は「×」の評定をする場合は、その判断に至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

・研究経費の内容は妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか。
・設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか。
・研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が９０％を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか。

評定区分	評　定　基　準 （評定に当たっては、欄外「配分状況」を参考にしてください）
（空白）	平均的な充足率であれば当該研究の遂行が可能である
○	研究計画の内容から判断し、充足率を高くすることが望ましい
△	研究計画の内容から判断し、充足率を低くすることが望ましい
×	研究経費の内容に問題がある

（参考）平成２７年度配分状況（新規採択研究課題の平均充足率）
基盤研究（Ｂ）（特設分野研究）６９．４％
基盤研究（Ｃ）（特設分野研究）７４．３％

iii　留意事項

（１）「人権の保護及び法令等の遵守への対応」欄の取扱いについて

研究計画の遂行において人権保護や法令等の遵守が必要とされる研究課題については、関連する法令等に基づき、研究機関内外の倫理委員会等の承認を得るなど必要な手続き・対策等を行った上で、研究計画を実施することとなります。このため、書面審査の評価項目として考慮する必要はありません。

なお、研究を実施するに当たり所定の手続き・対策等に不十分な点が見受けられるなど研究機関に対して予め指摘が必要と考える場合には、その考えに至った根拠を具体的に「コメント」欄に記入してください。

また、「本項目に該当しない」又は「特段の問題はない（判断できない場合も含む。）」場合には、「コメント」欄への記入は不要です。

（２）「研究費の応募・受入等の状況・エフォート」欄の取扱いについて

他の研究課題の受入・応募等の状況については、合議審査において「研究資金の不合理な重複や過度の集中にならず、研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

（３）「エフォート」欄の取扱いについて

エフォート（研究代表者又は研究分担者の全仕事時間に対する当該研究課題の実施に要する時間の割合）については、合議審査において「研究課題が十分遂行し得るかどうか」を判断する際の参考とすることとしています。このため、書面審査においては考慮しないでください。

競争的資金の適正な執行に関する指針

平成１７年９月９日
（平成18年11月14日改正）
（平成19年12月14日改正）
（平成21年3月27日改正）
（平成24年10月17日改正）
競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

１．趣旨

第３期科学技術基本計画（平成１８年３月閣議決定）において、政府研究開発投資の投資効果を最大限発揮させることが必要とされ、研究開発の効果的・効率的推進のため、研究費配分において、不合理な重複・過度の集中の排除の徹底、不正受給・不正使用への厳格な対処といった無駄の徹底排除が求められている。また、実験データの捏造等の研究者の倫理問題についても、科学技術の社会的信頼を獲得するために、国等は、ルールを作成し、科学技術を担う者がこうしたルールに則って活動していくよう促していくこととしている。

これに関連して、総合科学技術会議では、公的研究費の不正使用等は、国民の信頼を裏切るものとして、平成１８年８月に「公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について(共通的な指針)」を決定し、各府省・関係機関に対して、機関経理の徹底及び研究機関の体制の整備など、この共通的な指針に則った取組を推進するよう求めている。

また、研究上の不正に関しても、総合科学技術会議では、科学技術の発展に重大な悪影響を及ぼすものとして、平成１８年２月に「研究上の不正に関する適切な対応について」を決定し、国による研究費の提供を行う府省及び機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱について、あらかじめ明確にすることとしている。

本指針は、これらの課題に対応するため、まず、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを申し合わせるものである。各府省は、この指針に基づき、所管する各制度の趣旨に則り、適切に対処するものとする。

２．不合理な重複・過度の集中の排除

（１）不合理な重複・過度の集中の考え方

① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容を

いう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

（２）「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の方法

関係府省は、競争的資金の不合理な重複及び過度の集中を排除するため、以下の措置を講じるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

① 府省共通研究開発管理システム（以下「共通システム」という。）を活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応募内容の一部に関する情報を競争的資金の担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有すること及び不合理な重複及び過度の集中があった場合には採択しないことがある旨、公募要領上明記する。

② 応募時に、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）の共通事項を応募書類に記載させる。なお、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがある旨、公募要領上明記する。

③　共通システムを活用し、課題採択前に、必要な範囲で、採択予定課題に関する情報（制度名、研究者名、所属機関、研究課題、研究概要、予算額等）を競争的資金の担当課間で共有化し、不合理な重複又は過度の集中の有無を確認する。なお、情報の共有化に当たっては、情報を有する者を限定する等、情報共有の範囲を最小限とする。

④　応募書類及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行う。

なお、本指針の運用に当たっては、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられ、競争的資金の重複や集中の全てが不適切というわけではないことに十分留意する必要がある。

３.不正使用及び不正受給への対応（別表１）

関係府省は、競争的資金の不正使用又は不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下、「善管注意義務」という）に違反した研究者に対し、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（１）不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的資金の他の用途への使用又は競争的資金の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう）を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該不正使用の概要（不正使用をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、不正の程度により、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降１から１０年間とする。

（２）偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該

不正受給の概要（不正受給をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降５年間とする。

（３）善管注意義務に違反した研究者に対し、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該義務違反の概要(義務違反をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、違反の内容、講じられた措置の内容等)を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募を制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

この善管注意義務に違反した研究者に対する応募の制限の期間は、原則、補助金等を返還した年度の翌年度以降１又は２年間とする。

４．研究上の不正行為への対応（別表２）

関係府省は、競争的資金による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、以下の措置を講ずるものとする。なお、独立行政法人等が有する競争的資金については、同様の措置を講ずるよう主務省から当該法人に対して要請するものとする。

（１）当該競争的資金について、不正行為の悪質性等を考慮しつつ、全部又は一部の返還を求めることができることとし、その旨を競争的資金の公募要領上明記する。

（２）不正行為に関与した者については、当該競争的資金への応募資格を制限することのほか、他府省を含む他の競争的資金の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的資金の担当課は、所管する競争的資金への応募についても制限する場合があるとし、その旨を公募要領上明記する。

これらの応募の制限の期間は、不正行為の程度等により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降２から１０年

間とする。

（３）不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、上記(2)と同様とし、その旨を公募要領上明記する。

この応募の制限の期間は、責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降１から３年間とする。

５．その他

（１）上記の「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成 20 年 1 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 19 年中に公募を行ったものについても、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

（２）上記の「不正使用及び不正受給への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成 17 年 9 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 17 年度の公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

（３）上記の「研究上の不正行為への対応」の取組みは、公募要領の改正等の所要の手続きを経た上で、平成 18 年 11 月以降公募を行うものから、順次実施することとする。

なお、平成 18 年度公募分については、本指針の趣旨に従い、可能な範囲で対応する。

（４）平成 24 年 10 月 17 日の改正に係る取組み（別表 1 及び別表２）は、内規の改正等の所要の手続きを経た上で、応募制限期間等を決定するものから順次実施することとする。

なお、各府省において改正した内規の施行日以降に、改正前の内規を適用している交付要綱や委託契約により開始した事業の不正使用、不正行為について応募制限期間を決定する場合で、改正後の内規により応募制限期間が短くなる場合には、短いものを適用する。

また、改正後の内規に基づいて判断された応募制限期間が改正前の内規に基づいて判断された応募制限期間より長くする取組み（別表１の１．個人の利益を得るための私的流用の場合の１０年、及び、２．私的流用以外で社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと

判断された場合の５年等）については、平成２５年度当初予算以降の事業（継続事業も含む）で不正使用があった場合に、実施することとする。

（５）関係府省は、応募の制限等を決定した後、自府省の共通システムの配分機関管理者に当該不正の概要を報告する。当該配分機関管理者は、共通システムに競争的資金の不正使用・不正受給・善管注意義務違反及び研究上の不正行為に関連して、応募資格を制限した研究者の研究者番号、応募制限期間、当該不正又は義務違反の概要及び処分の判断理由を登録することにより、関係府省間で当該情報を共有化する。

（６）不正使用が起きた当該府省は、不正使用の程度に応じ、適正に応募制限期間が決定されるよう、当該不正案件の概要及び応募制限期間及び判断理由について、共通システムとは別に、関係府省間で当該情報を共有化する。

なお、不正使用の案件が複数の府省にまたがる場合は、その金額の最も多い府省が、主担当府省となり、複数の府省が決定した応募制限期間等の情報を取りまとめて、当該情報を共有化する。

（７）関係府省は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき研究者等の個人情報の適正な取扱い及び管理を行うものとする。

なお、競争的資金を所管する独立行政法人等に対し、主務省から独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律等に基づき同様の措置を行う旨、要請するものとする。

（８）本指針は、その運用状況等を踏まえて必要に応じ見直すとともに、本連絡会としては、総合科学技術会議における議論等を踏まえ、今後とも必要な対応を行っていく。

（別表１）

<table>
<tr><th>不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者（3．）</th><th colspan="2">不正使用の程度</th><th>応募制限期間</th></tr>
<tr><td rowspan="4">不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
（3．（1））</td><td colspan="2">1．個人の利益を得るための私的流用</td><td>10年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．
1．以外</td><td>① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの</td><td>5年</td></tr>
<tr><td>② ①及び③以外のもの</td><td>2～4年</td></tr>
<tr><td>③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの</td><td>1年</td></tr>
<tr><td>偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者
（3．（2））</td><td colspan="2"></td><td>5年</td></tr>
<tr><td>不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者
（3．（3））</td><td colspan="2"></td><td>不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）</td></tr>
</table>

※ 以下の場合は、応募制限を科さず、厳重注意を通知する。

・３．（１）において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

・３．（３）において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

（別表２）

<table>
<tr><td colspan="3">不正行為に係る応募制限の対象者（4．）</td><td>不正行為の程度</td><td>応募制限期間</td></tr>
<tr><td rowspan="5">不正行為に関与した者（4．（2））</td><td colspan="2">1．研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者</td><td></td><td>10年</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2．不正行為があった研究に係る論文等の著者</td><td rowspan="2">当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>5～7年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>3～5年</td></tr>
<tr><td>上記以外の著者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="2">3．1．及び2．を除く不正行為に関与した者</td><td></td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）（4．（3））</td><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの</td><td>2～3年</td></tr>
<tr><td>当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの</td><td>1～2年</td></tr>
</table>

（別紙）

競争的資金に関する関係府省連絡会　名簿

内閣府政策統括官（科学技術政策・イノベーション担当）付参事官（研究開発資金担当）

総務省情報通信国際戦略局技術政策課長

文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室長

厚生労働省大臣官房厚生科学課長

農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課長

経済産業省産業技術環境局産業技術政策課長

国土交通省大臣官房技術調査課長

環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室長